

昭和二十四年三月十九日 昭和廿四年七月二十日印刷
第三種郵便物認可 昭和廿四年七月廿五日發行 (毎月廿五日發行)

第三〇輯・第七號・昭和二十四年七月

建築(社會)

7

日本建築協會

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

HITACHI

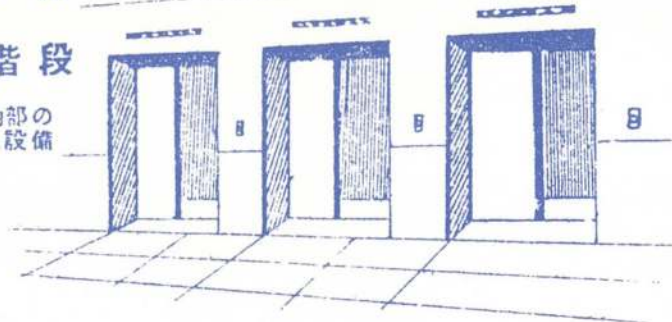
日立



エレベーター

客 用 荷 物 用

ダムウエーター 電動階段

ケーブルカー 其他建物内部の
特殊輸送設備

新 設

改 造

修 理

保 守

御引受

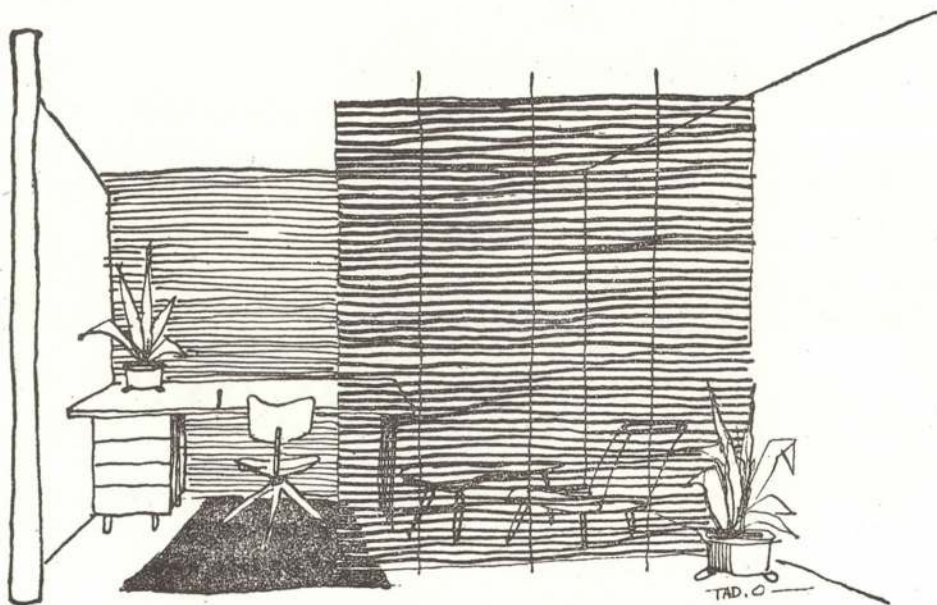
日立製作所では定評ある日立エレベーターの製造と共に直営の工事課を置いて修理保守等のサービスに萬全を期して御好評をいただいで居ります

最近の主な納入先

ビルディング	都 道 府 県	品 名	台 数	昇降速度 米/分	用 途
舊海上ビルディング	東京都	直流ギヤレス	1	150	乗客用
京橋一丁目ビル	東京都	直流ギヤレス	2	120	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	75	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	75	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	60	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	35	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	30	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	120	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	2	90	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	30	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	30	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	30	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	30	乗客用
高層ビル	東京都	直流ギヤード	1	45	乗客用

日立製作所

東京・大阪・名古屋・福岡・仙台・札幌



建築と社會

7

1949・7

時の言葉 不況時の建築界に望むこと.....	2
新建築紹介.....	3
大阪府營鐵筋共同住宅 神戸みなと會館	
米國で見た日本.....	昌中 博..... 7
現下の經濟問題について.....	伊東 俊雄..... 11
都市復興とゾーディング.....	上野 伊三郎..... 12
日本のお合所.....	恩田 和子..... 16
近畿工專連合建築展所感.....	中尾 保..... 17
	石川純一郎
	伊藤 正文
鐵筋住宅の解説と 借家人撰擇方法をめぐつて.....	逆瀬 淑..... 21
	池永 治雄

大和三茶室の行方.....	上田 光雄..... 23
法規解説建設業法について.....	淺野 弘..... 25
時事三題.....	渡邊 禎己..... 27
	今西 茂雄
	小川 正
現場に於て簡易に出来る	
代用セメント強度試験.....	川村 統三..... 29
大阪府建築代理業條令.....	31
“ ” 施行規則.....	32
第一回建築サロン懸賞競技募集規程.....	34
建築積算便覧...(第三回).....	35
昭和二十四年度春季大會概記.....	41
會務.....	46

時の言葉 「不況時の建築界に望むこと」

日本の経済復興再建のために原則的なコースを通る必要が強く要求された。

その結果、全般的に資金難時代の様相を呈して來たが、このために建築業界にも不況が訪れて來たこと、これ亦當然のことである。

具体的に云へば、今のところ建築施設の擴張どころではない。よしんば止むを得ない建設を試みてみたところで支拂が停滯して一向に精算の見當もつかない。これが現實の姿なのである。併しこれでは建築業者が立つて行けない。

そこで僅少の仕事にも殺到して猛烈な獲得運動が起る。果ては良心的に最少限とおもわれる建築費までも割らざるを得ない事態に追込まれる。正に烈しい競争の時代であり、不合理極まる時代と斷ぜざるを得ない。

扱てこの有様のまゝで果して建築業界は救はれるであらうか。こゝに深い反省を試みなければならぬ。

一体理性の伴はない企業の在り方で、そのまゝ轉ることが如何に危険であるか。經營の責任者は勿論、従業員のすべてが慎重に考へる時機が今なのでないだろうか。

勞資の協議もそこに目的がある筈である。亦戦後我も我もと發生した土建業者については更に深く考へねばならない。もつとも技術の伴はない土建業者などあり得る筈が無く、建設事業は單なる賣買的商行爲でなり立つものでは無い、即ち技術、勞務、資材等の合理的操作の上に立つ經營であることが原則である。だから何れの要素を缺いても業者としての資格がないといつてよい。

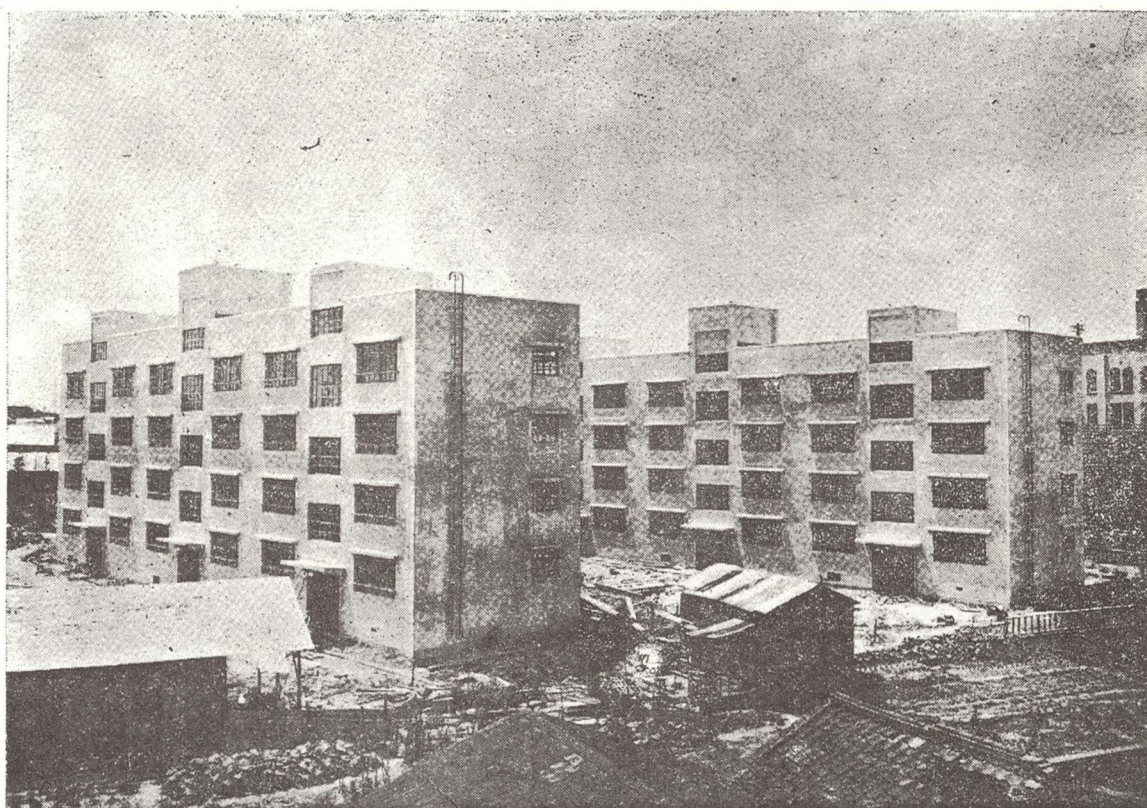
それがたゞ看板的に命をつなぐことに狂奔するとあつては余りに見苦しい。同時にこれが建築業自体の復興を防げる結果にもならぬ。併し更に大きい問題は折角明るい希望をもつて復興さるべき施設物が甚だしく歪められ、この無責任な施設が社會に與へるであらう惡影響に至つては恐るべきものがあると思ふ。

現下、中商工業者の救済とその復興は望むところであるが、右に述べたこの惡状態が止められることはこれに合致すると云はねばならぬ。

建築工事の少いこの時機にこそ、各會社があらゆる企業の内容を整備して經營の合理化に向つて全力を傾ける必要がある。仕事の忙しい時には出來ない裝備のたて直しこそ、やがて活況の日を迎へるための當然の仕事であらう。

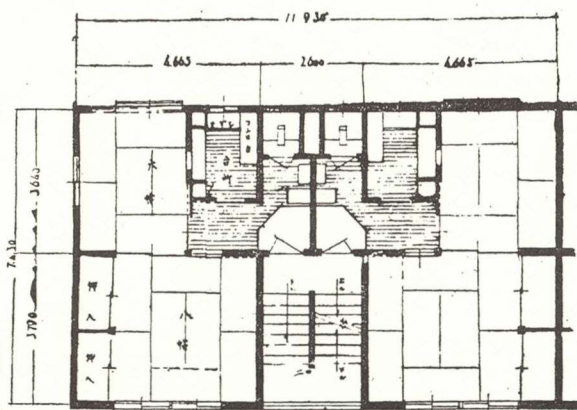
更にかくしても尙繼續不可能の場合はどうなるか、これこそ建築業者に止ること自体が極めて不合理な話であり、こゝに事業の轉換を決意する機會がある。

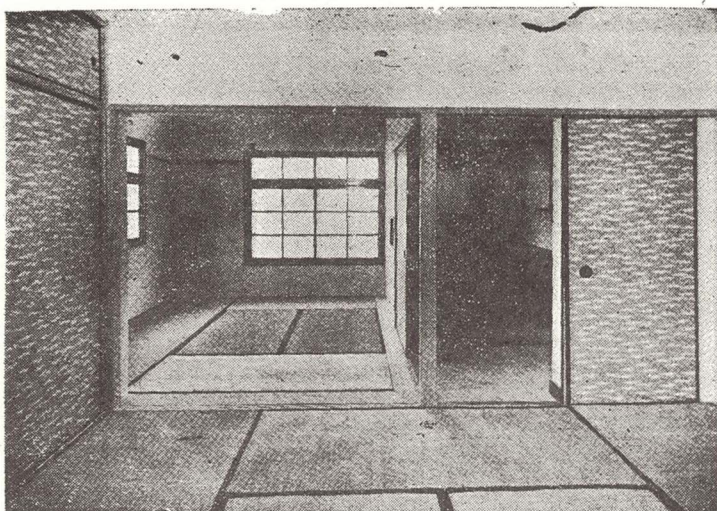
前大戦後獨逸の經驗したあらゆる合理化の時代を再び參考に考へてみたいものである。



府營鐵筋共同住宅

大阪市天王寺區筆ヶ崎





工 事 概 要

- 一、工事名稱 大阪府營鐵筋コンクリート造共同住宅新築工事
 二、建設位置 大阪市天王寺區筆ヶ崎町（筆ヶ崎住宅）1,560坪
 三、並敷地面積 鐵筋コンクリート造四階建（地下室付）
 四、構造種別 棟數及び建築面積
 建築棟數 四 棟 一棟ノ戸數 二 四 戸
 建設戸數 九 六 戸
 一戸當リ面積 39.393平方米 建設延面積 4,372.952平方米
 五、構造概要 高サ 地盤面ヨリ バラベツト上端迄 12.850米
 " 屋上水槽上端迄 15.440米
 " ベントハウス上端迄 14.190米
 一棟ノ面積 一階～四階 各階共 265.919平方米
 塔 屋 29.562平方米 地 階 125.745平方米
 計 1,218.983平方米

六、建物各部仕上

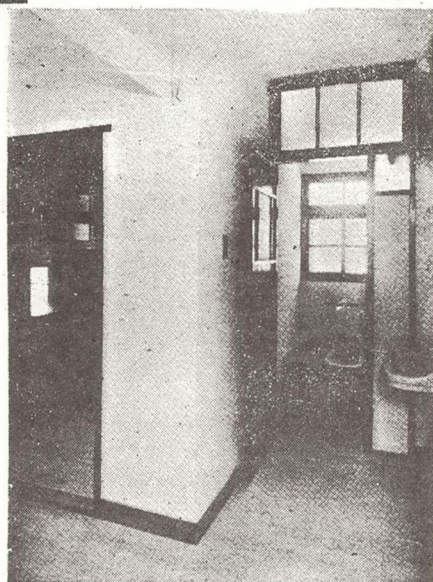
外壁 モルタル塗、指定色セメント吹付
 屋根 陸屋根、アスファルト防水層三層押へ、シンダーコンクリート、セメントモルタル目地切、塔屋、アスファルト防水層、機砂利敷キ

室 内 下 表 ノ 通 リ

室 名	床	腰	壁	天	井	摘 要
一 一階出入口、階段室 （含ベントハウス）	モルタル鍍ズリ	巾木モルタル鍍ズリ	外壁同斷	外壁同斷	手摺笠	木製ベンキ塗
二 各 戸 踏 込	同 上	同 上	漆喰	モルタル塗ノ上 プラスター吹付	木製下駄箱	造リ付
三 廊	下 橡甲板張リ	巾木木製	漆喰 木部ステイン	右 上 四階ノミ板天井		
四 居 間（八帖）	タ 、 ミ	漆喰	同 上	モルタル塗ノ上 プラスター吹付 四階ノミベニヤ 板押縁ステイン	押入中棚及び 内法上押入付	
五 居 間（六帖）	タ 、 ミ	同 上	同 上	モルタル塗ノ上 プラスター吹付 四階ノミ板天井		
六 台 所	橡甲板張リ	巾木木製	同 上	同 上	流シ、コンロ合 戸棚等雜作付	
七 便 所	同 上	同 上	同 上	同 上	握リ棒付	
八 地 下 室	防水層、 モルタル鍍ズリ	防水層モル タル鍍ズリ	外壁同斷	外壁同斷		

其ノ他（一）各戸玄関鋼製扉内外共「ベンキ」塗、（二）室内木部見＝掛リハ「ステイン」塗

七、別途工事 屋内給排水及び衛生工事 電氣關係工事 瓦斯工事





みなと會館

神戸市中突堤

● 仕様概要

建坪—283.14坪 (新築237.89 改造30.0 移築15.25)

延坪—520.89坪 (新築445.64 改造60.0 移築15.25)

構造—木造二階建 セメント瓦葺

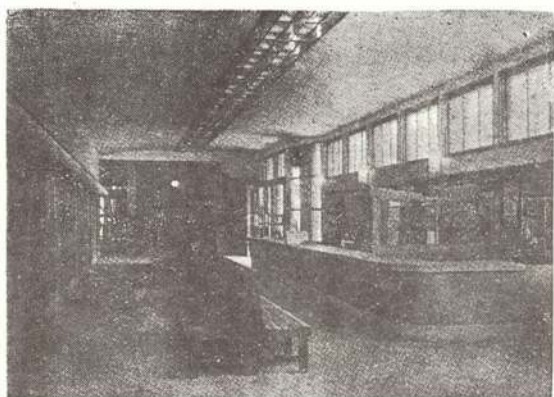
仕上—外部：モルタル塗 セメントガン吹付

内部：壁天井漆喰塗、腰モルタル塗、オイルベイト塗、木部和室廻りを除きオイルペイント塗、床ホール人造石研出し、食堂、喫茶室フローリング、プロック、事務所及び二階フローリング、ホテル和室疊敷

竣工 昭和 23 年 12 月

● 設計施工

設計施工 清水建設株式會社神戸營業所



一階平面圖



一階平面圖

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 玄 關 入 口 | 17 事 務 室 |
| 2 切 符 賣 場 ホール | 18 |
| 3 乗 船 券 賣 場 | 19 便 所 |
| 4 公 社 | 20 化 粧 室 |
| 5 案 内 所 | 21 渡 廊 下 |
| 6 觀 光 社 賣 店 | 22 男 子 浴 室 |
| 7 郵 便 局 | 23 女 子 浴 室 |
| 8 銀 行 | 24 通 路 |
| 9 各 汽 船 會 社 事 務 室 | 25 倉 庫 及 ボ イ ラ ー 室 |
| 10 藥 局 | 26 コ ッ ク 用 便 所 |
| 11 喫 茶 室 | 27 小 使 室 |
| 12 バ ー テ ン | 28 炊 事 場 |
| 13 防 火 壁 | 29 小 使 用 便 所 |
| 14 大 食 堂 | 30 ト ラ ン ス 室 |
| 15 厨 房 | 31 裏 門 |
| 16 リ フ ト | 32 敷 地 境 界 線 |

二階平面圖



二階平面圖

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 ロ ン デ | 14 2 人 客 室 (〃) |
| 2 ホ テ ル 事 務 室 | 15 男 子 便 所 |
| 3 支 配 人 室 | 16 男 子 洗 面 所 |
| 4 放 送 室 | 17 女 子 便 所 |
| 5 市 側 迎 賓 室 | 18 女 子 洗 面 所 |
| 6 特 別 室 | 19 ボ ー イ 室 |
| 7 特 別 室 | 20 客 室 (和室) |
| 8 12 人 客 室 (洋室) | 21 客 室 (洋室) |
| 9 2 人 客 室 (〃) | 22 配 膳 室 |
| 10 1 人 客 室 (〃) | 23 使 用 人 室 |
| 11 2 人 客 室 (〃) | 24 豫 備 室 |
| 12 2 人 客 室 (〃) | 25 交 換 室 |
| 13 リ ン ネ ン | 26 豫 備 室 |



米國で見た日本



畠 中 博

鏡がなかつたら人間は自分がどんな顔をしてゐるか分らないであらう。時々自分の顔を客觀的に見る事によつて自分を知る事が出来ると思ふが、今度のアメリカ旅行は日本の姿をみるのに一番いゝ機會であつたやうに思ふ。始めてみたアメリカではないが今度のやうにアメリカの大きさを明かに認識させられた事はかつてない。合衆國全土にわたつて旅行をしてその偉大さを感じざるを得なかつた。日本は山水明媚の國だと自分で稱し他國人も又さういつてゐる。成程日本も美しいが、アメリカの風景……東にアルゲニイ山脈、西にロツキイ山脈、その中間にはアリゾナ、ユタ等の沙漠を思はす様な廣野があると思へば、ミシシッピ河流域には豊沃の土地が何千マイルも擴がつてゐて何千匹もの羊や牛や馬や豚を養つてゐる。何百エーカーもある牧場を管理する家畜業者は馬や自動車で家畜の世話をしてゐる。穀類の種蒔には、飛行機でもつて種をまき、害虫驅除の藥を撒布するにも又同様である。

大都會附近に行けば大きな街道に、三台、四台の自動車が相並んで行列をなして走つてゐる。シカゴやニューヨークに行けば、大きな百五十階もある高い建物が空に聳えてゐる。汽車にのつてゐても、ホテルに居ても同じ様な安樂椅子が備えら

れてゐて旅行の楽しさは味へても苦しさは求めてもないと云い度い。桑港の黄金門には八乃至九マイルの橋がかけられて橋上には自動車が右往左往してゐる。又桑港からオークランドへも灣を横切つて橋がかけられ、茲にも自動車が夜中といへども絶えず往來してゐる。街を往けば凡ゆる物資が店頭を飾つてゐる。かゝる有様をみて日本の實情を本當にはつきりと自分の眼に映す事が出来た。日本の大きな産業の一は自轉車で戦前も世界中に輸出してゐたと聞いてゐる。アメリカのそれは自動車だ。つまり日米戦争は自動車と自轉車との喧嘩と云へる。茲にも日本の姿をみ、如何に馬鹿な事をやつたかとおつづく反省させられた。青年時代に長くアメリカにあつて教育を受たのであつたが、今回の如くアメリカの民主的な自由な空氣を味つた事はない。之といふのも戦争前、又戦争後の日本に於ける經驗が余りにも深く心底に残つてゐるから、あの國の民主的空氣が今迄よりも強く響いたものと考へられる。如何なる會社・銀行・學校等に行ても給仕などといふ者は一人として置かれてゐない。そこの殆んど責任者ともいふべき人が來客と窓口で直ちに應接して用件を處理してくれるのである。桑港上陸の時、その晩直ぐポストンに發たねばならないので鐵道會社の切符賣場

に行つて牧師として賃銀の半減を要請した。あの國では宣教師或は牧師には鐵道運賃を半額にしてくれるのである。併しこの特權を得る爲には、一ヶ月も二ヶ月も前から鐵道協會に申請しその手続きをとつて置かねばならないのだが、その時窓口に住た一人の婦人事務員は一寸考へて直ちに承諾し切符を賣つてくれた。お蔭で私は百弗の儉約が出来たのである。又シカゴの移民局にいつて滞在期間の延長を要請した時もそのカウンターの所に坐つてゐた御役人がパス・ポートと記入書類とを見て、直ぐに“O. K.”といつて手續をしてくれた

北米合衆國を去つて歸る時は個人的收入が皆無であつた事を北米合衆國税務局に證明してもらはねば日本に歸られない。二月の初め、ある私人の證明書をもつて、シカゴの税務局にいつて個人的收入のなかつた事の當局の證明を求めたのだが、之亦窓口の役人が提出した書類を見て直ちに承認この證明書を渡してくれた。（日本の所謂窓口でこんな事が果して期待出来るだらうか？）

教育に従事してゐるものとして一番興味をそゝつたものはアメリカの諸學校であつた。日本の學校では未だに校長は校長先生と呼ばれ、學生達は室内に教授が入つてくれば直立不動と迄はいかないが席を立ち威儀をたゞして敬禮する。之が決して悪いといふのではないが、しかし軍國主義の名残りといへるであらう。アメリカでは近頃面白い言葉が流行つてゐる。路上で逢つた時互に、“ハイ”といつて挨拶を交すのである。（日本の“オイ”に當るものである）學校の校庭でも同様で自轉車等で先生の横を走りすぎながら、手を舉げて“ハイ”といつてゐる。先生達の方が却つて丁寧に“ハロー”とか、“グッド・モーニング・ジャツク”とか“グッド・モーニング・メアリイ”とかいつてゐる。教室内では勿論、教師と子弟の間柄であるが、一步教室を出づれば、兄であり姉であり、弟であり妹であるらしい、洵に親しみのあるものだと思つた。

又、或る大きな大學で、總長及びその部長級の教授達の招きを受けて懇談會に出席したが、その席上でした質問が偶々その學校で卒業から問題になつてゐる或る点を衝いたので、そこから總長と教授の間に活潑な議論が始まつた。その時お互が

ビルとかジョージとか云つて名前を呼んで論じ合ふのである。勿論公の席で總長の事をビルだのジャツクだのとは呼ばないが、此の様な打ちとけた席では、總長も平教授も助教授も誠に自由に楽しくそして堂々と意見を戦はせてゐる。そして例へ自分の意見が總長のそれと違つても、一度學校の方針として決められた事には皆之に協力してゐるらしい。教育機關の設備といふ事を考へると、日本の教育機關は校舍その他アメリカに比べると物置か裏長屋かといふ感を抱かざるを得なかつた。

男女共學の問題が今日本で論議されてゐるが、アメリカではそれは當然の事と考へられてゐる。ある大學を訪れた時男女學生が雪の中で丸で相撲をとつてゐる様にみえたので、案内の人に尋ねた所“あゝ、あれはお互に雪の塗り合ひをしてゐるのだ”と事も無げに説明してくれた。しかも之をみてどうかと思ふやうな顔をしてゐる人は一人もなかつた。又同じ大學で、或る校舍の一室にあつた大きな長椅子に男子學生が腰かけてゐた、その上に女子學生がドカンと坐つたのを見た。男の上に女が坐り女の上に男が腰をかける。周囲には數十人の學生、教授達、訪問客等が居たが、誰一人變な眼でみる者はなく誠に自然で天しらんまんな子供の世界を見てゐるのと變りない氣持であつた。青年男女に對する父兄、教授達の信頼の強さを見た様な氣がした。日本で今男女共學を問題にするのは恐らく青年男女諸君ではなく、我々の様な老人や學校の教員が自分達の過去の經驗から強くとりしめる事をもつて我々の責任と考へるらしいが、もつと青年男女を信頼すべきであらう。勿論アメリカでも青年男女間の過ちが全然ない事はない。しかし鋭い監視の目のみでさうした過ちが絶対に防ぎ得るものではないらしい、アメリカのやうに自由にしてゐても全部が墮落もせず、不正の行爲に落入らないとすれば、むしろアメリカ人の態度に學ぶべきではないだらうか？

アメリカの大學に於いて今一つ印象深かつた事は、今日アメリカの大學の學生の殆んど全部が人類學に非常な味興をもつてゐる事である。かれらは日本文化は勿論、南洋諸島民族の事をも熱心に研究してゐる。自己の文化を高唱すると同時に又他民族の文化を知り同化する事をもつて自らの爲

に缺くべからざる教養としてゐる。そして我々の眼からみれば低い民族だと思はれるものを、自分の友人とする事をもつて誇りとしてゐる事が感ぜられた。如何なる民族の中にもその長所を認めて相手を尊重せんとする精神の表れである。日本人は日本人の特色を表はすものをして最高のものと考へてゐたのではなからうか？

又、時々百貨店その他の店に入つて洵に面白い経験をした。それは百貨店等で店員になつてゐるしかも相當年輩の婦人達が、買物に來た奥様連に“イエス・デア・。イエス・ハネイ・”(愛するものよ)といつてゐるが、又、之に對して客の婦人もその婦人店員に、“イエス・デア・云々”と應對してゐる。日本では物を買ふ人が旦那様で店員の方が一段下だといふ觀念があるが、アメリカでは買ふ方も賣る方も親しい友として取引きをしてゐる。又店員も本當に御客の利益を考へて物を賣つてゐるといふ感がする。電車・汽車に乗ても乗客は決して車掌達に對して横柄な態度をとらない。むしろ、如何なる身分の人といへども、乗つた以上は乗務員の支配の下に従順な態度をとつてゐる。同時に乗務員の方もどこまでも客の便宜を圖り親切に之を扱ふ。車掌は乗客に對し眞に御奉仕しようといふ態度で接するのである。

特に一番反省させられた事は、何故日本がこの馬鹿な戦ひをしたかといふ事で、この事はアメリカ人には實に不思議な事に思へるらしい。日本がこの戦争をやつた原因は一朝一夕の事ではない。之は東洋人特に日本人の長い間の道德觀によるものと思はれる。フィラデルフィアのカーペンター

ホールを訪れた時、特にその感を強くした。之は三百六十年の昔、米國が英國に對し、“英國がその自由を束縛し、人類としての平等の權利を奪ふが故に”敢へて獨立を決議、宣言した歴史的意義深い場所であり、今尚當時のまゝに保存されてゐる。此所を訪れ、かつての日、祈禱會の行はれた一室に入る人は、その壁に掲げられてある當時の光景を描いた油畫を仰ぎ、且つその下に、往時のアメリカの指導者達がひざまづいて祈つた時の椅子がその儘の位置に置かれてあるのを見て、誰しも強い感銘を受けるに違いない。今日(例へその内に如何に多くの未解決の問題を藏してゐると

は云へ)かくも立派に成長した米合衆國の立國の基礎となつたあの獨立宣言書は、文字通り形通りこの父なる神に對する人々の熱い祈によつて生れたのである。以來三百數十年、無論米國の政策がその間常に完全なものであつたとはいへないであらう。併しこのホールがこの長年月變らず保存されてきたと同じ様に、米國有識者の胸の中に“人類はすべて神によつて平等に作られたものであり平等の權利を有すべきものである”といふかの獨立宣言の根本精神が變らず生きてゐる事は、私も色々な折に感じさせられてきたのである。

さて日本はどうであらうか、日本は明治以來、政治・産業・教育・又軍備等すべての面に驚くべき長足の進歩を遂げて來た。その日本が何故この様な過失を犯し敗戦の苦しみを受けなければならなかつたのであらうか？かの獨立宣言の時、アメリカの入達は無論英國皇帝を戴いてゐたが、しかし皇帝以上のものに最高の權威を認めてゐた。即ち天地宇宙の造物主たる神である。しかるに日本は天皇をもつて最高の權威と考へたのであつた。成程國際情勢は日本に對し不合理な事もあつた。國外からの壓迫も相當になされ、遂に國民の中、少數者が日本の爲に或る政策を實施した。それに対して賛成するものは勿論、反對意見をもつてゐるものも一言半句も反對意見を出さなかつた。之は單に爲政者に對する無氣力とのみは考へられない。古來長上に對し、親に對し、天皇に對し、その命に服従する事を道德の一と考へてきた國民はかゝる國家の大問題に於いて特にさう考へた、故に不利と知つても敢へて反對しなかつたのである。又天皇以上のものを尊敬しなかつた事が日本人を島國根性におとし入れた原因と思はれる。日本の道德律が天皇以上のものを尊敬しない垂直の線に沿つた道德律であつたが故に國內に於いては階級制度が未だに残つてゐる。又、口では世界人として人類愛を説いても、實際に於いて我々は果して各國人に對し凡ての偏見を捨て去つてゐるかを省りみる時、世界人としての資格に缺けてゐた事を認めざるを得なかつた。

以上アメリカといふ大きな鏡に映じた日本の姿を見て、感じたまゝを申述べた次第である。

(筆者・神戸女學院 院長)

現下の經濟問題について

伊藤俊雄

戦後わが國の經濟界は、次から次と、いろいろな問題が走馬燈のように、相續いて起つて、應接に暇ない程であります、何と申しまして、その中で最重要な課題は、『吾國のインフレがどうなるか』と云ふことであると思ひます。

インフレーションは平易に申しますと『貨幣の數量——購買力が過大になつて、物の供給が之に伴はず、アンバランスの生じた現象』と申すことが出来ましょう。

さて吾國は、戦争の末期から、次第に物價が騰貴して、戦後所謂インフレ状態が急激に進行し、一時は彼の第一次大戦後の獨逸のそのやうに、恐るべき悪性インフレ爆發しそうな情勢にまで立りました。併し幸にそのインフレも一昨年在頂上で、昨年頃から、漸く峠が見え出したと云はれて居ります。

即ちインフレの原因の一である通貨の發行高は一昨年は1,350億で年初に比し135%増でありましたが、昨年は1,360億で、増加率は前年に比して激減しました。又生産の指數も一昨年は戦前生産の33%と見積られてゐましたが、昨年四月には40%になり、九、十、十一月に到つて50%、更らに十二月には60%にまで恢復しました。従つて、物價騰貴率——是は消費者價格ですが——、昨年は前年の180% 昨年は53%増で、つまり物價は一昨年は約3倍になつたが、昨年は年初の6割増になつて騰貴の勢がやゝ鈍くなつて來たのであります

吾國今日のインフレの原因は、財政及び企業の赤字による通貨の増發であると云はれて居ります。御承知の如く昨年末の通貨發行高は3,500億に達したのであります。此額を百圓札で積上げると富士山の105倍になり、横に並べると赤道を13回も廻ると云ふ巨額でありまして、昭和十五年の發行高47億、同十七年72億、同二十年の554億に比べて如何に急激に膨脹したかお解りになること

ゝ思います。

しかるに之丈の澤山な通貨が流通してゐる筈であるのに、先頃から市中ではしきりに金詰りと云ふ聲が叫ばれてゐます。この現象は先頃までは、主として徴税の強行と政府支拂の遅延が主たる原因であつたようであります。

昨年度の國稅總額は約3,100億でありました。然るにいろいろの事情から昨年十二月末までに收納された額は1,500億に過ぎなかつたのです。そこで残りの1,600億をどうしても年度末までに取立てねばならなかつたのです。即ち四月から十二月迄の九ヶ月間に徴収した額よりも多い税額を五月末頃迄に是非共取立てねばならなかつたので、到る處で徴税悲劇が起つた譯です。そこで巨額の通貨が民間の懐から政府の手に入りました。

もう一つの原因は民間に對する政府の諸支拂が遅延して大變な金詰りを生じました。その遅延の原因も特別調達關係のものゝように、支拂の手續が煩鎖でおくれたものや、通信運輸關係部門のやうに、未だ豫算が成立してゐないのに、先物で注文されてゐたものが豫算の不成立や遅延で、支拂がおくれるようになったものが多かつたのです。之等は政府支拂の主たる遅因ですが、さらに炭鐵關係の納品が復命融資の停止等の原因で支拂へなくなつたものが年末に75億位に及びました。

處で茲にG. H. Q.の經濟顧問ドツチ公使の登場によつて再び吾國の産業經濟は大なる影響を蒙ることになつたのです。

ドツチ公使は吾國の財政と經濟を精細に検討して、所謂ドツチラインと云はれる新方策を樹立しました。彼の考へ方としては『日本經濟に必要なのはさし當り再建よりも安定である。』と云ふ点にあるのです。そして日本の經濟は竹馬經濟であるその一本の足はアメリカの援助であり、他の一本の足は政府の補給金である、此の竹馬の足は高い

程危険であるから速かにこの脚を低く切捨てねばならぬと申したのであります。

一例を申しますと、日本で生産される鉄鋼は坩當り11,480圓の補給金をうけ、つまり補給の率は76%にも達してゐる。更に特定産業向石炭は一般需要者価格の約1/2の価格で供給されるし、鐵礦石及び石炭の輸入価格と拂下価格との較差も間接の補給金であるし、その上その船舶にまで運営會への補助金がある始末である。つまり鉄鋼の消費者価格3,600圓だが補給金を全廢すると大体28,780圓に當り、正に約元價の1/2で供給してゐる。だからたとへばこんな鐵を以て新作した自轉車をいくら海外に輸出したところで、國家としてはちつとも利益にならぬ譯であります。

そこでドツチ公使は吾國經濟の癌である國家及地方財政が健全でなければインフレは終熄せず、インフレ栓をしめるものも政府であり、開けるものも政府であると斷定しました。而して赤字公債の全廢、補給金の削減、特別經濟の獨立採算、復金債發行禁止等々々の峻嚴なる實行を要求したのであります。

之に對しては勿論いろいろ議論はあります。金融の健全や財政の均衡は望ましいが、こう押へては肝心の生産を殺しはせぬか、失業者の續出で社會不安が起りはせぬかと云ふ心配も勿論案ぜられます。たとへば石炭増産4,200萬噸や鐵鋼180萬噸計畫等も全く見込なしと悲觀するものもありますが、同公使はドイツの實例から見てもそう悲觀する要はないと斷定してゐます。

さて前述しました如く、インフレはどうかやらずを越したと云ふ見方が多いようですが、然らばデフレが目前に迫つてゐるか云ふ問題であります。

デフレーションとはインフレと反對に、通貨縮少——購買力低下——物價下落——恐慌不景氣の現象であります。

通貨は其後次第に縮少して五月に入つて3,000億圓を割つたこともあります。

物價が之に伴つて下るか下らぬか、之は仲々判斷し難いむづかしい問題であります。生産過剰や取引不活潑のため丸公を割るものも、だんだん出て來ました。御承知の木材や、ラヂオ眞空管、電球等がその一例であります。

この現象に對して、物價はまだ當分下らぬであらうと云ふ見方もあります。それは前申した各事業の獨立採算制から通信料、運賃等が大幅の値上げが行はれましたし、又爲替レートの變更で輸入物資、特に主食類が相當値上げが行はれました。之等は皆國內の諸物價の基本となるもので、その引上げに伴つて一般諸物價は相當上るであろうと云ふのであります。つまり値下を起因するファクターと、値上げを引起すファクターと較べて、値上となる要因の方が遙かに強いと云ふ意見であります。この兩説のいづれに軍配が上るかは、もう少し日が経過して見ないと決定せぬのでありますが、現在までの處では大阪の自由小賣物價指數は昨年の十二月以來毎月少しづつ上つて居りましたが、五月に至つて初めて少し下向きました。

又市中の小賣商や百貨店の賣上高は最近急激に減少して來たことも事實で、之等は大衆の購買力が近頃の徵稅強行や、金融難で著しく低下して來たことを物語るものでありましよう。工場の賃銀支拂遅延も大小工場共次第に殖えて、一時賃上げ闘争に専念してゐた労働組合も、最近賃銀遲滞の對策や、一步進んで人員整理の防衛に努力せねばならぬような形勢となつて參つたのであります。

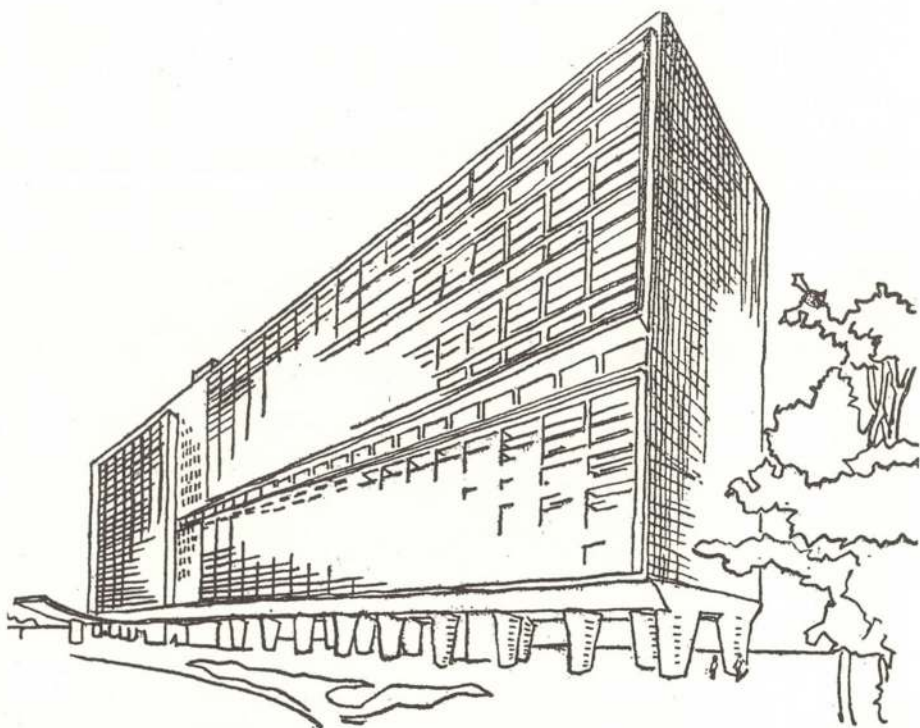
要するに前申述べたような事情から、一部には價格がまだまだ上騰する場合もあることと思ひますが、大勢としては通貨縮少政策が採らるゝ限り購買力が一般に低下して、全体的には物價が下向くであらうと云ふのが常識であらうと思ひます。

つまり一般物價は、漸くインフレ峠の茶屋まで到着したので、どうかやらず旅館の見通しはついたが、すぐ下り坂になるのか、もう少し上り坂が残つてゐるのか、しばらく平らな途があつてその後で下りになるのか、或はその下り坂が急鉄な崖で一步誤れば命取りとなる程度なのかは、これからの政治力の強弱と國民の心構えによるのではないかと思ふのであります。

(筆者・大阪商工會議所常務理事)

都市復興とジードルング

上野伊三郎



住宅が不足すると家賃は騰貴するといふのが一般的な常識であつて、之を法規で抑壓しても家屋入手のための『権利金』の授受や暗家賃を阻止する事は至難である。殊に戦災都市で復興建築に投資するよりも利廻りのよい投資対象はいくらでもあるので、住宅建築のための資本は民間では集める事は至難である。近頃のように家主から厳しく税金を取立てる事になれば猶の事であつて、家主は既に持つて居る家でも之を賣放すのに苦心して居る状況であるから、都市の復興は當然公共事業とするか或は公共機関からの多大な経済的援助を必要とする。

こうした状況に際して最も合理的な対策として歐洲で多大の効果を挙げたジードルングが考へられるのであるが、これには纏まつた土地を要するので、今の日本には先づ土地強制收容の出来る様な法規をつくる事が必要である。尤も最近傳へられる處によれば中央でも、大阪府會でも問題になつて來て居る様であるから其實現を促進する事が大切である。

ドイツでは1919年にはジードルング法が出来て

居り——第一次大戦後1年——1921年から24年にかけてのインフレ時代に於てすらジードルングの建築は進められ、インフレ終了以後本格化していつたのであるが、之は官公民の熱心な協力の結果であつた。

日本の現状は之に較べて雲泥の差がある様に思はれる。試に本年1月19日付新聞發表の各黨政策1覽表を見るとその住宅政策は低調を極め、共產黨の如きは『大邸宅、遊休住宅を開放』と云ふ様な貧弱極まる政策しか發表出来なかつた事に對して失望した人は少くないと思ふ。

たとへ政黨が住宅問題に熱心であつたとしても資本主義社會で一般的な——即ち大資本直屬の使用人をその資本の利益の爲に能率よく働かせる目的の爲のものを除いて——ジードルング建設のために土地強制收容法を設けて地主や土地投機の利益にならない様な政策をとる事が出来るであろうか？

復興事業が『見本』の程度を出る事が出来ないのも無理のないところであらう。

此外に國民自体の社會共同生活に對する意識の

不足も復興難の大きな原因として擧げる事が出来よう。

官吏の爲の官舎、會社工場のための社宅の類が建つ事も住宅供給の上に役立つものであるが、之等は保護的、他動的なものと云ふべきで、住宅を普遍的に、恒久的に提供してゆく機關は自動的な建築組合でなければならない。

昨年1月に新聞に報道された岐阜驛前の大ハルビン街住宅組合は筆者の耳にした處では日本で最初のものらしく、引揚者の自力更生の熱意によつて組織され組合の青年達は自ら伐木其他の勞働に従事し、縣當局や民間の理解ある向きも之に便宜を與へて或程度の効果を擧げた様である。同組合最近の狀況は不明であるが、引揚者として必要なバラック建築で一應終結したものゝ如くであるが建築組合の前驅として敬意を表すると共に更に進んで堅實な組合運動の前途と、全國的な組合運動が續々と發生する事が望ましい。

歐洲で行はれた住宅改良事業や、今の日本に必要な都市復興事業の如き大事業になると到底政府だけの手で成し遂げ得るものでないと考へられるし、自治体や組合にしても資金不足な事は明かであるから官民協同が必要となつてくる譯である。

ドイツでは1910年迄に政府が勞働保險の準備金から住宅資金として貸出した額は1億5百萬圓(金圓)に達し之を年2分5厘〜4分5厘の利息で一定期間内に(借り手の希望のまゝに期限を定めた例がある)年賦償却させ、市町村や主として組合を対象として貸出したのである。建築費の8割はこの貸付金により、他の2割を組合員の出資としたのである。組合員の出資に對しては年4歩以上の配當が禁ぜられた。

こゝで組合の根本主義としては自營自治であるから、大企業の經營するもの、例へば大工場附屬の社宅の如きものゝ様な慈惠的な性質のものでないことは確然と認識して置かななくてはならない。こゝに慈惠的な性質と云ふのは、富や權力を有するものが貧しい者に恵みをたれてやるといふ様な心持ちで援助する様な性質を云ふのである。

従つて家屋の管理は1建物プロツク毎に1團體を成し、組合の代表者と借家人中から撰ばれた世話人に任せるのであつて、この世話人が集金した

り契約事項を履行させたり、重役會議に出席して借家人を代表して其權利、利益を保護したりするのであり、又建築技術者を含む會議に於ては建築上の欠陥を指摘したり、改良案を提出したりして次に建てられるジードルングの設計方針に資料を與へるのである。

市内の建物には4〜5階の大建物のものもあつて設備の完全なこと勿論であり、舊來の貸家建築に較べて相當大きな空地をとつて庭園とし子供の遊戯場や、大人用の花壇、植込、ベンチ等を設けるのが普通である。自治の1單位には託兒場を兼ねて幼稚園を設け、共同の料理店、喫茶室、談話室、娛樂室、圖書室、購買組合、共同パン焼場を設け、地下室には洗濯場、乾燥室、各戸用物置場等を設ける。浴場は共同のものや、各家庭別々に附屬させるものもある。

市の外縁に近づくに従つて建物の高さを低くし空地や庭園を廣く取る事になつて居り、市外には田園式ジードルングを設ける事となる。

こゝに衛生的注意が充分に拂はれて居る爲に一般の舊式住宅居住者との間に死亡率の可なりな開きを見せて居る事は注目すべきであつて一例を擧げてみればフランクフルト市では次の數字を發表して居る。

	一般%	子供%
ジードルング住宅の死亡率	6.	5.8
舊式住宅の死亡率	13.84	12.37

ジードルング建築工事實施は組合による直營工事を原則として居るが、經濟的及建築注文に關して複雑な規定があつて反つて直營が困難な様な場合には充分試験済みの信頼出来る會社に依託する場合がある。

最後に實例を紹介してみよう。

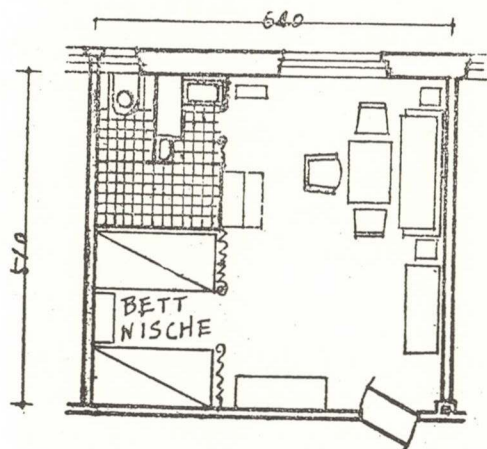
ウキーンの共同炊事場付家族住宅

(1) 設立趣旨：主婦が職業を持つて居る場合には、その職業と同時に家事を爲す事は長期に亘つては不可能なので家政の新方法が要求されて居る。

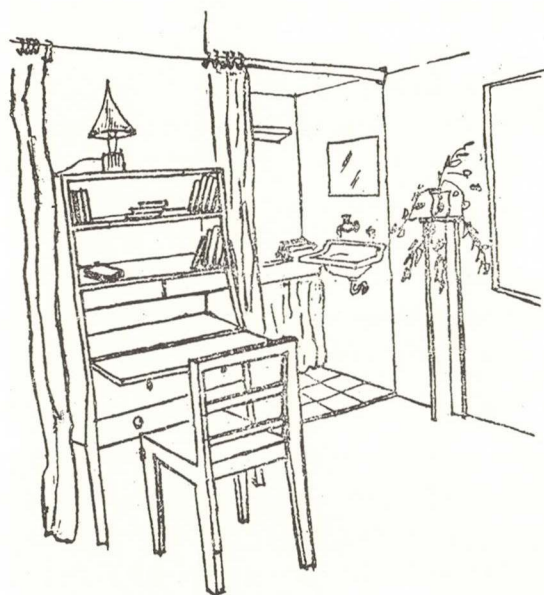
本計劃はその解決に對する1試案である。(この建築は共同建築住宅組合 „Heimhof“ によつて始められウキーン市に依つて落成したもの

Central Kitchen Flats for Families in Vienna

(ウキーンの共同炊事場付家族住宅)



Plan of room



Cooking Recess

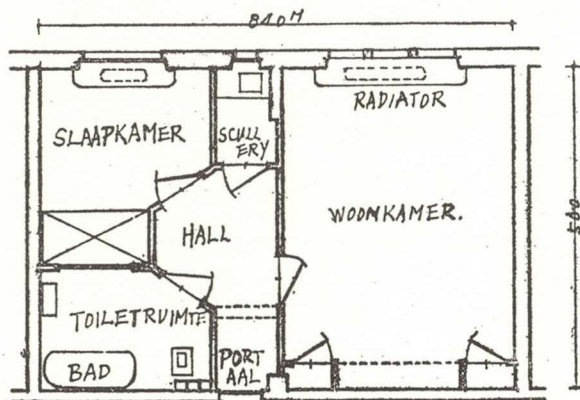
である)

(2) 住宅数:

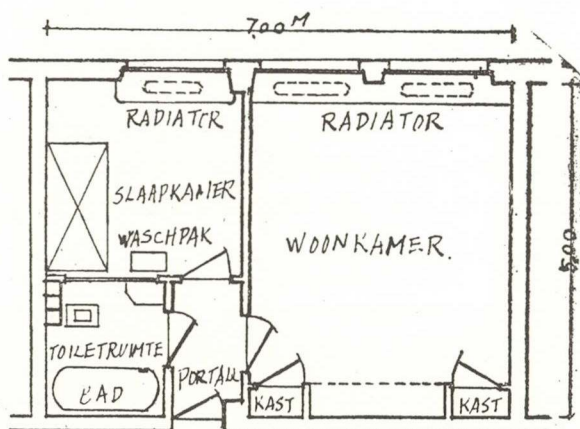
種類(實数)	住宅数	床面積 m ²	居住者数
5	1		
4	2		
3	5		
2	148	32	
1	92	25	
計	248		498人

The "Nieuwe Huis,, ("New House,,) in Amsterdam

(アムステルダムの新ハウス)



Type A. Rent per annum 500 to 600 Dutch florings



Type B. Rent per annum 400 to 525 Dutch florings.

共同炊事場を有する爲各住宅には専用炊事場を欠く。

(3) 經營: 各居住者は建築費補助金として1000志(約30金圓)を支拂ひ、經營者たる組合の承認によつて住宅を入手し、ウキーン市から家の割當を受ける。1626~27年は深刻な住宅難に直面してゐる時であつた爲入居者の大部分はジードルングの目的を理解する事なく、家さえあればと云

ふ人達であつたので、約百世帯はこの設立目的を理解する迄の間全体に對して相當重荷となつたものであるが、數年後に至つて、此試みがあらゆる惡條件の下に行はれたに係らず共同炊事は非常に正しい事であつた事が證明された。

(4) 炊事場： 共同炊事場では中食と晩食とが居住者の爲に用意されて居るが、これはその利用を強制されるのではなく、その経費を徴収されるのでもなく、獨立したものであつて、他のものと競争すべき立場に置かれて居るので特に安價に食事を提供する事が其實行を高める事になるのである。 共同炊事による利益としては

共同炊事による大量購入は個人によるよりも20%安く、共同炊事の費用は17%であるから個人各々の費用を除いた材料丈けでも安く、個人の場合の主婦の労働時間を計算しない迄も燃料、食品買物袋、前掛け、食器洗濯用具等を計算に入れて非常な節約となるのである。調味や獻立や不潔になり勝ち等の心配は係り員の“人”の問題で其撰擇が當を得るならば家庭以上の成績が擧る。

(5) 雑役： 共同家政の第2の仕事は雑役で雑役婦を置いて間作業とし、1人の受持は1室住宅は10戸分、2室住宅は8戸分で、共隊ぎの留守中に掃除等の雑役をするのである。之も使用するしないは隨意で、失業中は不用となるわけである。

× × ×

第2次大戦後の都市ジードルグの新傾向として著しいのは、ル・コルビュジエ設計のマルセイユの高層大建築式である。彼の多年の経験である高層疎散式都市の理想の一つの現はれであつて最

薪の大試作であり、1949年末に竣工の豫定で現に建築中と外紙に報導されてゐる。

1階はエレベーター廻りを除いては全然室を取らないでそこには只巖丈なピーアが林立して居るのみで2階から室が始まり17階となつて居る。3000を1棟の大建築に納めたもので、單位住宅の新機軸が開かれてゐる。1單位住宅は2階建となつて居間は2階吹抜きとなり台所を含み、他の階は寢室關係となつて居る。従つて建物を貫通する廊下は3階毎に1本あるのみで足り、どの住居にも太陽が差込む部屋を取り得る様にこの2階建住宅が巧に抱合せられて居る。

建物の中層を通じて2列の商店があり、中程に沿ふてエレベーターの垂直柱がある。又炊事、映畫、手藝、藝術の如きに對するクラブ室もその邊に設けられ、商店層の中央には野菜、飲食用の半炊品供給部があつて主婦の仕事を軽減する様考慮されてゐる。

來客の爲のホテルや洗濯場が設けられて必要以上の室の設けて居ない各住宅の備へを爲して居る。最高階には小病院があり屋上庭園には育児所、日光浴室、遊戯場、テレース、250米の競技場等が設けられて居る。

斯くして各家庭には常に溫湯や空氣調節が個々の家に於けるよりも安く供給せられる。

住居には25種の型があり1—6室となつて居る。全工費は330,000英鎊強とある。

此割期的な試みは2—3年後にその成績が發表されることとなるであらう。

元日本インターナショナル建築會中央委員

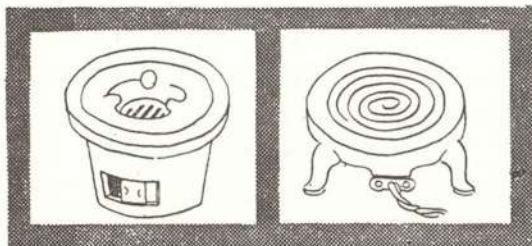
東 洋 建 築 株 式 會 社

(舊東洋木材株式會社土建部)

代表取締役 赤 松 修

本 社 大阪市南區心齋橋筋一丁目一一八(大丸六階) 電話南(75) 2347—2349番
東京支店 東京都千代田區丸ノ内ビル四〇三號 電話丸ノ内3251番

日本のお臺所



恩田 和子

お台所改善？ これは三十年前にあちこちに婦人會といふものが出来てきた時に、最初にとりあげられたお題目でした。新憲法實施によつて女性の世界が全く變つて輝かしいものになった今日、今更三十年前のお題目を持ち出さずともと思ふ人があるかも知れませんが、日本の文化で一番おくれられてゐるのはお台所であります。電燈（大都會では水道も）をとり去つたら千年前の姿といつても差支ないでせう。主婦は終日台所の奴隷となり、そして暗くて不潔で非科學的なそのお台所は、家族の人々の氣持と生活に大きな影響を及ぼしてゐるのであります。日本の大衆の文化の向上は毎日の家庭生活の中心であるところの台所の科學化からはじまると私は信じて居ります。

日本では火叩きやバケツリレーの訓練で大騒ぎをやつてゐる時に、米國は二個の原子爆彈で大東亞戦争を片づけました。彼我の台所科學の差も大体之に近い状態にある様です。薪時代、石炭時代、石油時代、瓦斯時代、電氣時代、電波時代と進んで來てゐますが、日本の大部分の家庭は千年昔よりの薪生活です。米國の台所は全く電化され、大ホテルの調理室では電探装置で、たった五秒間位の時間で數千人分の料理をやつてゐる所もあるといふ、是が一般家庭で、安値に簡単に装置が出来る様になるのも極めて近い將來だらうといはれてゐます。そのみではありません、兵器として恐るべき偉力を發揮した原子力を平和的事業殊に大衆の日常生活に於て電氣に代つて、もつと簡単に

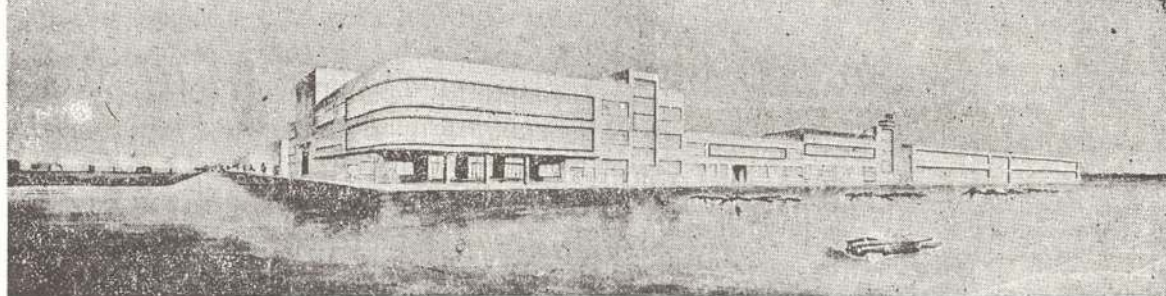
利用される様に色々研究されてゐるさうです。米國の家庭台所は數年後には大變化を來す事とせう

最近の米國の台所は出来るだけ面積を狭くして立つた儘の上部を捻つて手を動かす丈で炊事一切の仕事が短時間に爲し得る様なのが主婦に歡迎されて居る様です。煮炊きは勿論電熱、食糧の冷房装置、保温装置、食器洗も電化です。そして台所を一室別に仕切らずに、食堂の一隅に白色づくめの美しい清潔な台所装置があつて、能率的に愉快に台所仕事出来るやうです。私共日本の現状では、科學と經濟の偉大な力を持つた米國の台所文化水準に追いつく事は難しいですが、主婦の心がけによつて相當な改善が出来ませう。これから住宅がごしごし建てられてゆくのを幸ひ主婦達の注意と努力によつて先づ台所が明るく、能率的に科學的に造られるやうになつてほしいものです。私は二十年前、米國の家庭の台所で自動的に煮炊き出来る器具を見た事がありました。それは幅一尺五寸正方形、高さ二尺五寸位の金屬製の箱でその中に煮物の鍋を四個入れる、上に電氣仕掛の時計が装置されてある、鍋の中の肉は三十分で煮えあがる、正午に煮えあげたいと思ふなら時計の針を十一時半のところに指して置く、普通の針がカチカチと時を刻んでいつて十一時半のところになると電熱がおこり出し正午に止りそして煮物がちゃんと出来上るといふ譯です。例はどれだけの熱度で幾分間熱すれば最も適當に煮えるといふ智識がなければ斯様な器具の使用は出来ません。

日本の台所の改善を經濟的にあまり無理のない程度で行はうとする時、どうしたらよいか、私はまづ次の諸点から着手したい。（一）採風をよくする事、（二）電熱又は瓦斯を使用する事、（三）水道が敷けない場合は電氣吸上装置又は人力でタンクにくみ上げ、台所に水道装置の如くひく事、（四）「流し」の高さ、深さ、幅は仕事の能率と疲労に大きな影響をもたらすものです。日本の台所ならば高さは鯨尺の二尺四寸五分、深さ七寸五分が最も適當、幅と奥行は家族の人数によつて異なります。（五）不必要な食器と器具の整理、（六）農家以外の台所は下駄穿きを廢して台所床の高さと食事部屋の床の高さを同じにすること。

（筆者・朝日新聞社社員・家庭科學會會長）

近畿工専連合建築展所感



近畿地区の工専中建築科のある神戸、都島、攝南、京都、大専の五校の學生が發起して連合建築展覽會を去る六月十一日から廿一日まで天王寺の大阪市立美術館で開催し、沈滞した最近の建築界に大きな刺激を與へた。

審査員は造形文化研究所長、工博伊藤正文、神戸工大教授 瀧澤眞弓、毎日新聞社建築顧問 中尾保、竹中工務店設計部長 石川純一郎、攝南工大教授 上野伊三郎、都島工専大阪市大教授 鬼武信夫、大阪市建築局長 井上新二、大専教授工博 伊藤恒治、京大助教授工博 西山卯三の諸氏で、十三日審査後伊藤、石川、中尾、上野、鬼武、瀧澤の諸氏の他彫刻家日本創藝會の池田遊子氏を加へ學生達と座談會を開いた、こゝに審査員諸氏の意見の大要を掲載することとした。

● 中 尾 保

學生が自發的にこの様な催しを企てるに至つたことは誠に嬉しいことである。そこに大きな意義があるので此度の出来、不出来は第二義的であると思ふ。今後も各校が連合して斯道の研究に勵進してほしいものだ。

扱て一々批評すると云ひ度いことは澤山あるがこゝに集られた審査員の諸先生方は何れも斯界の大家で夫々御意見がある筈だから、自分はたゞ一言だけ申上げて置く。

展覽會を大觀して感ずることはテーマは新しいのは結構だが、余り常識的で實際的で遠慮し過ぎ

ている。敷地も場所も工費も何等の制限はないのであるから、學生の作品としては「これでもかこれでもか」といつた素晴らしい夢を畫くべきである。そして社會に呼びかける氣概を見せてもらいたい。しかし製圖はなかなか達者で諸君の努力には敬意を表するが、たゞパースペクティブは甚だしくまづい。神戸工専その他二、三立派のがあつたが概してよくない。これは素人に見せるテクニクであり極めて重要なものであるから今後大いに研究且つ練習してほしい。尚ついでに云つて置き度いのはプールやトラックを設ける場合、これこそ實際をもつと研究してほしい。

詳細に亘つては種々諸先生方の御意見を拜聴する事としやう。先づ石川先生から御願ひませう

● 石 川 純 一 郎

學生の自發的な企劃によつて、かゝる展覽會が公開された意味は大きい。今後も定期的に開催され、逐次内容も充實されていつて、對社會的に大きな成果を挙げ得る日を期待する。

全体的に見て、第一回の企劃としては相當成功したと思ふ。望むらくは、どうせ公開するのならば、もう少し力を入れて、世間に呼びかけ建築學生ばかりでなく、一般觀覽者を多數惹きつけたかつたと思ふ。

各學校單位に共同製作の機會を持たたことは關係學生諸君には非常によい経験で、且つ勉強になつたことと思ふ。たゞ製作時間が短かつた点で

も、又學科の余暇にやつたといふ点でも非常に窮乏であつたとは思ふが、もう少し一製作に對する各人の連絡を密にして全体の不統一や個々の撞着を除いて欲しかつた。しかし全体として各校ともあれだけよくまとめられたと感心し、その研究と努力とを賞はねばならない。

これも前記の事情による事とは思ふが非常に幼稚なミスが多い。出入口のない室があつたり、非常に幅の廣い階段の踊場の幅がこれは又極めて狭かつたり、柱の記入を忘れて、その上階は空中に浮いてゐたり、舉げればきりがないが、こんなミスは同情的に見れば何でもないが、然しこんながあると全体の作品の氣品を害すること甚しい。

平面構成は更に再考を願ひたいもの、又部分が目につく。殊に使用上の充分な適應性の点、上下階との関連性の点、設備用諸施設に關する点この認識の欠除、研究の不充分を注意したい。又特殊な曲線で外壁や内壁を作つてあるのがあつたが、單に興味だけでやつてゐるとしか見えず、平面構成として極めて無理なわざとらしさを曝露してゐるものが多い。

平面は機能的にも感覺的にも一体的になつてゐて遊離した部分や、全体を無視するやうな部分のあるのは困る。

外觀一姿圖の取扱は比較的素直に正直に内容を表現してゐるものが多かつたやうに思ふが、中には全く内容を無視して單に外觀だけの興味に捕はれてゐるやうに感ぜられるものがある。断面にはかなり理解の不充分さを思はせる点が多々あり、オーディトリウム其他特殊なものには殊に甚だしいものがある。

兎に角平面、姿圖、断面は三位一体の必要があり、三者の密接な連繫と調和とが作品の優劣を決める根本的な点なることを思はねばいけない。

構造では現實の面から見ると甚しく無理な經濟的にも不合理なものがあり、現實を離れて見ても感覺の上から不自然な不快な点が目につくものが少なからずあつた。現實的な立場から設計するならそのやうに、又超現實的に夢を描かうといふのなら又そのやうに、何れにしても、吾々を納得せしめるものがなければならない。

透視圖については、戦時中の學生のものだけ知つてゐて戦後の學生の製作を殆んど見てゐない私としてはかなり感心させられた。非常な進歩だと思ふ。いゝ作品も少なからずある。しかし建物と点景とが遊離したり、空や地面はかなり大膽にやつてゐるのに建物はどかに萎縮して了つてゐたり全体としてまとまらないものがかつた。紙も繪具も悪いから無理も云へまいが色彩の選擇や發色の技巧等更に研究を望みたい。

極めて現實的な立場に立つて、その作品が直ちに今日施工し得るやうなものを作ることも勿論結構なことであり、建築學生諸君の勉學研究の對象はそういふものでもあり、又それが實社會に出て非常に役立つことだとも云へるが、又一方青年らしく現状に満足せず一つの理想を持ち夢を描くことも棄て難い魅力ではないかと思ふ。又そういふ夢も紙上の空案に終らず、現實の世界に殊に明日の建築に寄與する場合も亦少くないと思ふ。そのためにはその夢が如何に現實を超越し、天馬空を行くが如く奔放極まるものであらうとも、そこに將來に於ける實現の可能を我々に納得せしめ、技

營業 日本浪型スレート・大平板
品目 日本厚型スレート・小平板

製造販賣 並ニ 工事請負

日本スレート株式会社大阪工場

東京 本営業所 東京都中央区銀座七丁目三番地
電話 銀座 (57) 3297 五二九六番
東京 工場 東京都北区豊島七丁目一六番地
電話 王子 (81) 3151 一五番
仙台 営業所 仙台市中田一丁目一番地
仙台 工場 電話 中田 一五番

大阪

營業所 大阪市西淀川区千船東二丁目二三番地
東工場 電話 淀川 (47) 0883・1869・1908番
西工場 大阪市西淀川区佃町二丁目一五四番地
電話 淀川 (47) 1081・1082番

術の飛躍的成長の豫想の下に充分の合理性を感じられるものであるべきだと思ふ。

こういふ点から今回の作品がかなり現実的であるやうに見えながら、その中に現實無視のしかし甚しく貧しい夢を部分的に含んでゐて、中途半端な感じを與へるのは残念でいづれかに徹すること、殊に大いなる美しい夢を描いた作品も欲しかったと思ふ。これは公開の展覧會だから觀覽者にあて込むといふわけでなく、優れた建築家の持つべき一つの要素としての想像力を充分に煉磨し涵養することになるのではあるまいかと思ふ。

● 伊 藤 正 文

○ 大阪美術館で、關西四高専建築製作展が開かれたのに招かれて見る機會を得たが、そのあとで、私達友人と、學生諸君とを交へた座談會が催された席上、中尾、石川兩氏に次いで指名されて、感想を述べたのだが、その話の大要を記憶を辿つて綴ることゝしよう。

○大阪美術館の二階半分を占める壁面に、展開された圖面の量は、相當に多く、誠に見事な會場風景である。しかし、短時間に、あれだけの圖面を細部まで眼を通すことは全く不可能なことで、ザツト2回廻るだけで、相當の時間を要し、全く疲れてしまった。開會の日だった爲か、宣傳が充分でないためか、外からの觀覽者は殆んど見えないのは、物足りない感を深くさせる。

○ 座談會の席上、すでに中尾氏と石川氏は會場を通覽して學生諸氏の製作としての夢の足りなさを、異句同音に指摘されたが、私とても同じ感じをうけた。私としては、それをもう一つフエンして見たかつた。といふのは、すべてがよくまと

まり、如何にも實施技術に近づくことをのみ特に考えてゐるのかのように見えるのはよいとして、その代りに建築の設計圖としてよりも、建築工事設計圖としての提案であるかの感じをうけたからである。それと、エレベーションや、パースペクティブも圖面の効果を苦慮してゐる割合に、1920年代のヨーロッパの新建築の感覺を、現そうとしたのみのものゝように思はれるからであつた。あれは、1920~1930のヨーロッパの建築家、メンデルゾーンやグロピウスなどの人々の夢であつて、すでに現實の姿として様式化されたものである。それは今の建築の世界的な姿として、あまりに當然なものであり、又ヨーロッパやアメリカの夫々の地方による多少の相異を示した既成の形式なのである。だからいひ換えると、この展覧會出品作としては、日本の風土性といふか、地域的特性 (locality) といふか、そういう特質が種になつて咲いた夢がない。若い人々の作としては、當然、もつと夢がなければとは、すでに他の方からの批評もあつたが、私に云はせると、その夢の種が、學生諸氏に乏しいのではないのかといひ度いところなのである。もつと夢みるだけの材料が吸収されてよい筈なのだと思ふ。制作の Realistic といふことゝ、思考や情操の貧困といふことゝは別のことではないのか。キョーに、歐米のものを Copy するとか、Modify することに、Design のうまさを求めてゐるのかのように見えてゐるが、そうではないのかしら。或は「美しい」とか「うまい」とかいふ感じ方を、歐米の新建築の表面な形態から感覺するだけで、それを自分の持ち味であるかのように、或は、他人も共感するものと錯覺することがないだろうか。——といふことを、ひそかに



最高の水準を行く

松谷の製品



洋家具、室内装備、設計施工

合資
會社

松谷製作所

神戸市葺合區若菜通六丁目二九〇

感じて、敢てこんなことをいうわけなのである。

○ 欧米の建築教育と、日本の建築教育との違いといふか、否むしろ、日本のそれに欠けてゐる大きな条件などではあるまいか。このことは席上では云はなかつたが、一例をとると、教室で設計の問題が出されると、學生達はたいがい圖書室に入り込んで、所謂、「トラの巻」をあさる。上手な連中は、あちこちから、所謂「やま」とか「みそ」とかいふ目につき易く面白い構成らしいところを、(實は偶然にそうなつてゐるところでも)よせ集めて、エレベーションのスケッチを作り上げる。フアーレンカンプと、メンデルゾーンとノイトラのデテイルが同居したりする。それを理念とか、構成とかいふ言葉で、如何にも自分の創案したデザインであるかのように主張する。といつた、いかものを平気でやつてゐることはないのかしら。此展覽會出品が必ずしもそうだとはいへないが、そういう臭味のあるものもないとはいへない。まづくとも、トラなしで平常蓄えてゐるデータから、作者の頭によつて抽象されて出來た創作

——夢——には好感が持てるし、何か観る者に迫るものである筈だと思ふ。

○ こういうデータ——基礎的な——こそ、構造學や材料や、大きく風土性、或は、更に廣く生活環境、文化的な表象の中から吸収されてゐなければならぬのだが。………それに乏しいきらいがあるといふのである。

○ 遠い將來にも、到底見込のないような夢と、現在の科學や知性からいつて、必ずしも不可能ではない夢とは、自ら區別されるであろうが、それには、先にいつたデータの集積が土台になつて判別が出來てくると思ふ。映畫の觀照も、繪畫も、彫塑も、日々の生活體驗も、すべて製作のデータになると思ふ。特に日本の特殊な風土や習慣、人々の生活觀といつたものについて、もつと日本的なしかも科學性のある夢が建築にあらはれてよいと思ふ。

○ このような話をしたつもりなのだが、原稿もないし速記もないので、意味だけをこゝに書き綴るに過ぎない点、諒恕して戴き度い。

坐式より椅子式に

「日本人も坐式をやめれば、歐米人と同様或はより以上の体格を作り得る」と、某博士は斷定されてゐる。

實際、坐式は血液の循環を悪くし、身体の發育を著しく害し、起坐動作の爲に生活能率を低下し易い。故に早晚椅子式を家庭内に大いに採用する事を推奨する。

此の事は最近進歩的な人々から聞く言葉だが、又、反面日本古來の因習にとらはれた人達は、「どうも疊の上でないと落付かない。」と云ふ事を耳にする。

何れが是か非かは當事者の持論に俟つこととして、日本人の今後の体育發展の爲にも、椅子式に逐次變えてゆくやうにしたい。併し國には古くからの慣習もあり、極端的に生活様式を變えることも難しいこと故、今後建築される住宅も、追々鋼筋造にて洋風になつてゆくのだらうと思はれるので平板間と疊敷と二つを備えた和洋折衷を設計され、建ててゆく様にしたいものである。

上述の言を夢として終らせず、將來への理想として徐々に實現へと、邁進したいものである。

防火建築規則指定資材

木毛メント板



木毛テックス

巾 2 × 長 6 尺 厚 3 分 ~ 2 寸
内外壁、屋根板、外塀用

3 尺角 厚 3 分 ~ 5 分
天井 屋内壁張 (化粧板)

旭 化 工 板 製 造 株 式 會 社

營業所 大阪市北區小深町一
電話 福島 一一〇五番

工場 尼崎市下坂部久々知前
電話 尼崎 三〇八二番

鋼筋共同住宅の解説と 借家人選擇方法をめぐって

●解説 逆瀬 淑

終戦後都市不燃化の問題が喧傳されているにもかかわらず、生産施設の崩壊は復興建設用資材の裏付を困難ならしめ、吾々の理想を実現するに非常な困難を感じていたのであるが、遅々たりとは言え、その後の生産施設の復興と、聯合軍當局の理解ある協力の結果、昭和22年度において、東京都高輪西台町に始めて、鋼筋コンクリート造共同住宅（二棟）が建設せられるに至つた。これについては建築雑誌第63輯第742號及び744號に工事概要と批判が記されているが、今回府営住宅として建設したものは、23年度分として府に割當てられた14棟の中の6棟（144戸）であつて、その平面形式並に構造様式等は高輪に建設せられたものと略々同様である。

最近10年來手掛けなかつた工事丈けに、斯界の注目を惹いたのであるが、恒久的な共同住宅としてはお粗末乍ら、現在の諸狀勢を考えると、先づ相當に高い居住性が與えられるものと思われる。

外部よりの延焼防止は勿論、各戸共完全に獨立していること、現在の狀勢から出来る限りの大きな取り南北両面は直接開いて日照通風共先づ完全なこと、極力設備の充實を計り、家事作業の能率化につとめていること、版構造を取つて、無駄なスペースを少くしていること等、一般計畫の上に於ては一應無難なものであると言えようが、施工上から見ると、版構造は未経験なために設計上の配筋に無理な点が多く、加え設計通りの鋼筋が支給されなかつたために、太物を用ひたりして、コンクリート作業に非常に困難を感じた。殊にセメントの強度が低下しているため、所要強度を得るための調合に苦しみ、配筋と相俟つて、版構造には特に禁物の所謂“マメイタ”を防止出来なかつた事は遺憾であつた。

當初未経験な者が多くて、能率が非常に悪かつ

たが、逐次慣れるに従つて、工事がスムーズに運ぶやうになつて來たが、從來の鋼筋コンクリート造に比して、歩掛けは多かつたやうに思われる。

現在、筆ヶ崎住宅は仕上工事中であり、夕陽ヶ丘住宅は、主体工事中で完成の域に達していないので、本誌には纏つたものを載せられなかつたのが遺憾であるが、いづれ資料をまとめて、諸賢の御批判を仰ぎたいと思つている。

尙、版構造によるものは初めての試みであり、設計と施工の両面から構造上満足のものが出られない点に於て、將來研究の余地が十分にあるものと思う。

限られた資金と、極力節約した資材によつて、これ丈のものが出来るやうになつたという事は誠に喜ばしい事であり、我々の理想を実現せしめる明るい陽ざしも見えて來たのである。

（筆者・大阪府住宅課技師）

●選擇方法をめぐって 池 永 治 雄

鐵筋住宅と大阪——鐵筋の共同住宅と言へば余りよい顔をしない。と云ふのは大阪市が最初に上げたのは昭和三年から十數年かゝつた南・北日東町、下寺、今宮等の不良住宅改良事業としてのスラム街での事業だつたからであり、東京都に於ける同潤會アパートとは相當趣を異にしてゐた。従つて住宅不足緩和のためには、質よりも量をと叫ばれてゐる折柄、大阪でも比較的よい住宅の多かつた地區へ、戦後初めての鐵筋住宅が建つただから反響も大きかつた。都市の不燃化、或は生活改善の面から見ても、當然斯くあらねばならないこの住宅が、文化設備の完備を表看板に浮き上つた次第だ。住宅は居住者の住み方により、その成果が異つてくる 殊に共同住宅の場合は一層のことである。然し公営住宅は公開抽籤である。そして上述の汚名を濯がねばならない。

大阪市では、この目的に副ふため、且今後に於ても時勢に合つた入居者選考方針をとり、住宅運営の民主化、合理化に資するため『市設住宅入居者選考委員會』を設けた。市會議員、學識経験者住宅居住者に吏員若干名を以て構成されてゐる。

その第一回が今回の鉄筋共同住宅の入居者資格選考となつた次第である。即ち

この住宅は経済的にも構造的にも従来と異つてゐるから

1. 大阪市民であるか或は大阪市内に勤務先を有し経済再建に直接寄與する方

2. 夫婦親子關係を中心とした二人以上の家族で健全な家庭生活を営む方

3. 家賃、光熱費その他の諸経費を支拂ふだけの實収入あり且文化的共同生活を営み得る方

以上の方で現に住居に困窮し、公営住宅の管理經營に協力出来る世帯主に限る。

茲に問題となるのは直提經濟再建に寄與する業務を特定の職業に限ることの可否であるが、この点については比較的廣く解釋する事として業種を限らなかつた。次に健全な家庭生活であるが、夫婦を中心とした家族を原則として居り、人員について限度を設けることも論議されたが、長年月のことを考へれば、これも無意義であるとし、人員の制限を設けなかつた。更に『文化』の解釋であるが、相當程度の教養があり、新生活様式をも實踐し得る人としてゐる。要はこの種住宅の運営に協力出来る資力ある住宅困窮者と云ふことになる。申込者の實情を見ても、この点について相當協力をいたゞけたものと思つてゐる。

(筆者・大阪市住宅課長)

相 互 幹 旋

◎土地家屋譲りたし

1. 大阪市内堺筋長堀橋南(元高島屋前) 電車道約 150坪
2. 大阪市西區江戸堀南通五丁目十番地ノ一角地河に面す、約 232坪
3. 大阪市大正區三軒家町十一 土地715坪
建坪 217坪、工場及住宅各三棟、事務所及倉庫各一棟、寄宿舍二棟、組建方野地仕舞迄
4. 京都市左京區松ヶ崎西町一四番地 前高工跡突當り隣裏、公園豫定地で目下施設中
敷地52坪、平家建15坪、三室台所、風呂、井戸、水道設備、昭和十七年建築入念仕上。
5. 京都市松ヶ崎内海町本通、宅地 128坪、目下畑、六疊の小屋あり、手入すれば居住可能。
6. 京都市電嶋原口西北約一丁、敷地約 100坪、延建坪約45坪、外一棟二階建、和洋大小十室
7. 神戸市生田區花隈町161ノ1 モダン茶苑、木造瓦葺 外部モルタル塗、中二階建店舗附延 31坪、敷地 48坪

◎就 職 希 望

新卒業生、経験者等履歴書預りあり、御希望の方は御申越願います。

◎求 婚

1. 女子、初婚二十四才。再婚死別三十三才子供なし、共に身体健全、容姿普通以上、身元確實者あり。特に幹旋願いたし。

2. 建築家の婿を求む

京都市内在住、父は傳統の建築施工業者にて現在營業中、身元確實。

本人は昭和二年生れにて京都府高女出身、目下家事從事中、家族は兩親と三名暮し。

以上 御連絡は本會事務局長へ御申越の事

圖 書 譲 り た し

建築關係圖書各種取混ぜ42冊分譲したし。

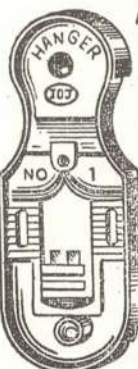
學會論文集譲受けたし

首題お手持ちの方で御不用の向あらばお譲り願いたし。

以上 代價等詳細は事務局長宛連絡されたい。但し先着順とする。

本欄を充分御利用願います。

社團法人 日 本 建 築 協 會



建築 J.O.J 金物
J.O.J印ドアハンガー

工場、倉庫、ガレージの扉に
御使用を御奨め致します
(全國金物店=アリ)

代 理 店
浅野金物株式會社
大阪・東京
岡谷鋼機株式會社
大阪・名古屋・東京
製造元
大阪 大同鑄株式會社

大和三茶室の行方

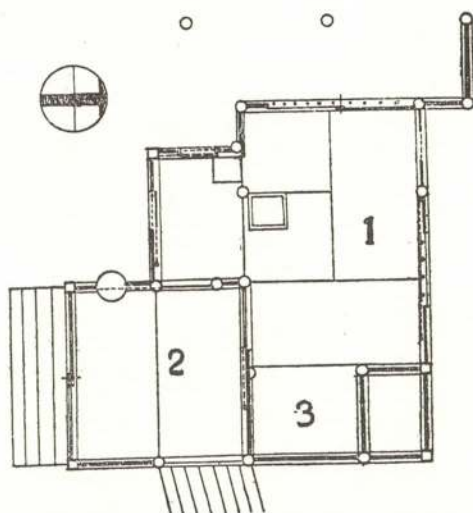
上田 光雄

大和の三名席と云はれたものゝ中二つは外へ持去られ今は一つしか残つてゐない。この残された一つは奈良博物館の構内にある織部八窓庵で、あとの二つは興福寺の慈眼院にあつた宗和好六窓庵と東大寺四聖坊にあつたオキロクと稱した茶室であつた。その中前者は今東京国立博物館構内にある。大和の名席はどれも博物館に収まるべく運命づけられた様に思える。

金森宗和造立という六窓庵は三帖台月草庵式で明治八年當時の上野の帝室博物館長町田久成氏が適当な茶室を求めてこの方面に詳しい京都の蜷川翁に依頼したが、その際先づ第一候補に擧つた利久好の山崎妙喜庵の待庵が荒れはてるまゝにまかされ、今でこそ國寶であるが當時はワラ等一ぱい入つて農家の納屋化してゐた爲中止となつて、待庵の代りに六窓庵が送られる事になり上野に納まつたのがそれであるとき。當時の所有者は奈良の人畫工高階在晴氏でこの茶室も可成荒廢してゐたのを修理を加えて住んで居たらしいが、譲り受けた博物館側が之を解体して船に積んで東京に送る途中、何でも伊豆岬あたりとか紀州沖とかで船が難破した爲材料が散逸したのを拾ひ集めてそれを構内に建てたのだと云はれる。どの程度に散逸したのか今は知るべくもないが船が難破したのは事實らしく、現在の六窓庵もひどく修補部分が多い。三帖の寄附や下腹雪隠、中潜等はともかくとして、次の間の二帖は大熊博士の古圖にも出ており、堀口博士によると（茶道全集卷三）、「この二疊は奈良にあつた時代から現在と同じく附いて居たものである。そして奈良にあつた時代は其後に長四疊、爐のある七疊半、六疊、土間、湯殿、料理間等も附いていた建築で明治八年にはどれだけを移築しようとしたか不明であるが、茶室だけを移すにしても此の勝手後の二疊は一つの建築とし形をなしてゐるものであるから當然これは共に運ばれたものでなければならぬ。この室の材料

も茶室の主要部と同じく水に流失したであらう。」と述べてゐられ、十四年の古筆了仲の修理の際はこの部分の原材料はなかつたものと考えられる。

前出の大熊博士所藏の寛永比の古圖（學會パンフレット、數寄屋建築所載）の宗和好六窓庵が昔の形を示すものとしてこれと比較して見ると、大きな違ひは床が幅一間の而も袋床となつてゐるのが、後で四尺二寸の普通の床に直されてゐること次の間が丸疊二帖の廣さであつたのが、稍短い五尺五寸ばかりの疊二枚に改められてゐて、從て廣さが違つてゐること、＝ジリロのとなりの下地窓が柱際であつたらしいこと、風爐先窓は昔は下地窓であつたがこれが連子窓に直されてゐること、その他次の間の丸窓の位置及び大きさやその下の板疊、床裏の様子等についても少しづゝの差は認められる。

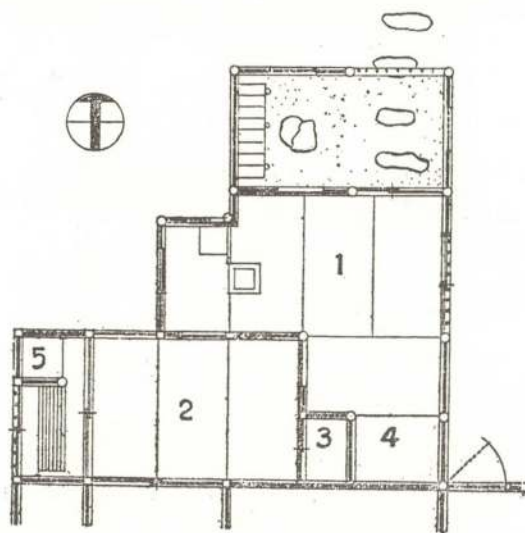


六窓庵

1. 三帖台目 2. 二帖 3. トコ

次に四聖坊のオキロクに就ては、坊の由來によつて珠光好だと傳えられ從て室町のものと言ふ事になるが、之の創建年代は詳かでない。東京麻布内田山の井上元侯邸移へ移されたのがそれであり四帖台目數寄屋式で、茶室の平面は土間を除けば大略奈良八窓庵のプランに似てゐる。屋根は柿葺入母屋造で正面庇下の外部入口は欄口の代りに片引釣戸の舞良戸の潜り口で 入つた土間は宗和好の庭玉軒に於ける様な構成である。刀掛けはその土間に取り入れられてゐる。正面右の八角の天下

地窓、内部給仕口角の大きな竹柱等極めて目立つものであろう。壁は移築前は張壁であつたとき。明治初年迄は正倉院の構内にあつて勅使が正倉院に來られた折はこの席で供茶されたと云う。これが井上世外侯によつて東京に移されたものでこの茶室程維新時代の元勳や名士を迎へ入れて利用されたものはないとの事である。この席も八つの窓があるので矢張り八窓庵の名がある。先程のオキロクの名は隠岐國の碌青の意で天平年間大佛建立際、壁面の塗料として鎮物岩碌青を献納しその使用残余が東大寺に保存してあつたものを茶室の壁に塗つたからその茶室がオキロクと稱され、又ウキロクとなまつて來たのだと中村雅真翁の談として八窓庵記事(奈良の分)に記載がある。

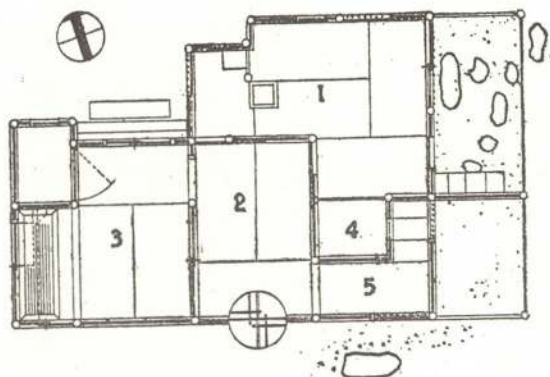


井上邸八窓庵

1. 四帖台目 2. 三帖 3. 物入 4. 床 5. タナ

この二つの茶室が既に東京に移り、残る一席即現八窓庵も元大乘院門跡の庭園内(現奈良ホテルあたり)にあつたものが明治十年ころ浪華の人佐々木某によつて他の地に移され様としたのを、相繼ぐ名席の移建を惜しみ奈良の人箸尾信一氏が之を手に入れて保存策を講じたが、運悪く同氏死去の爲、その後その志を同じうする田村宗完氏外の人々によつて故入の意をついで安全に同地に保存すべく明治二十三年十二月當時の帝國博物館長小牧昌業氏に献納方願出、ツクバイ、青石等も添えて受理され同二十五年現在の敷地に建てられたと

いう謂れである。草庵式四帖台目、控の間三帖、上り口一帖、水屋三帖を有する藁屋根柿葺庇をもつ形のよい建物で水屋部分は瓦屋根となつており今の屋根は大正十年に葺替られたものである。



奈良八窓庵

1. 四帖台目 2. 三帖 3. 三帖 4. トコ 5. 上り口一帖

古田織部の好と云はれ、よく古式を傳へ織部の特徴をあらはしてゐる。この席は近くにあり、何時でも行けるので詳しく書く必要はないと思ふ。たゞ材料の一部、例へば掛込み部の桁や柱に用ひてある雑木がナギらしく(或はフクラシとも)、奈良には春日若宮に天然記念物ナギ林があつて納得がゆくが他地方ではあまり見られない材料である。中柱や床廻りや天井廻りに桑が用ひてゐるのは織部の他の作にも共通的に見られる材料であるが、他の好にはあまりない手法と云えよう。

六窓庵の床柱が棕櫚で東京の八窓庵のが赤松のハツリ、奈良のは檜面皮のハツリで何れも變つてゐて面白い。六窓庵は日本三名席の一に数えられ猿面茶室、一心寺八窓庵と共に特に有名である。然しこの三名席も猿面の焼失によつて又缺けた。又奈良八窓庵は太和三茶室の中でやつと残された一つであるからその意味で奈良にとつて由緒深いものである。

茶室に興味を持つてゐるので折に觸れて見聞した事柄をここに書き並べて以て雑文とした次第である。

(筆者・都島工業専門學校教授)

建設業法について

浅野 弘

五月二十四日法律第百號をもつて公布された建設業法は、政令省令と共に八月二十日頃施行されることになった。

この法律の制定主旨は、建設業の公共性及び特殊性並びに建設業の現状に鑑み建設業者の登録の實施、請負契約の規正、技術者の設置等により、建設工事の適正な施行の確保と建設業の健全な發達を圖り公共の福祉に寄與することである。即ち建設業は公共の福祉に至大の關聯のある産業であり、殊に現下においては國民經濟再建に重要な責務を有している關係上國、公共団体の豫算或は民間の工事も龐大な金額に上つている。又建設工事は、その良否が施工過程の適否に依存するところ多く、且つ注文生産であり建設業者には高額の前拂金が支給されることが多いと共に、建設業は工事施行に際し人的色彩が濃い企業である等の特殊性を考へるとき、之を施行する業者の資質信用は誠に重要なものといわなければならない一方、建設業の現状は終戦後における建設業者の乱立と近時に於る經濟事情の逼迫に伴う經營難と資金難等により幾多の弊害を生じていると共に、現行の請負契約には種々の不合理な点が存し工事の適正な施行を阻害している。こゝに於て建設事業について惡質業者を矯正し、或は排除し業界全般の向上を圖り更に、積極的に建設工事の適正な施行を企圖すると共に建設業に合理性を付與し建設業の健全な發達を圖らんとするのが目的である。

建設業は歴史的沿革よりして發注者、請負業者、共封建的思想に基因して請負契約における片務性の問題、經營、施行技術、工事計算等幾多の不合理性を存し業界の合理的な發達を阻害しておりこれが爲に、社會的に過少評價されてゐる現状である。本法の窮極の目的は業者が本法を基盤として公正にして且つ自由な競走がなされると共に建設工事請負契約及び建設業の健全な發達を圖る事であり、本法は單なる警察的取締法ではない。

勿論本法の制定は以上の目的を達する爲の一段階で、達成の爲には幾多の施策が必要であり之を基として圓滑なる實施が可能であると考へられる。

本法の運用は法文の枝葉末節にとらわれずあく迄業者を指導し助長することゝ建設業審議會の公正活潑な運營とでなければならない。經濟九原則の本格的實施にともない幾多の困難が豫想せられるので、これを契機として企業の合理化を推進せなければならない。

本法は八章、附則四十九條の條文からなり、これに附隨して政令省令が共に施行される。本法の骨子は、

- 一、官民よりなる民主的な建設業審議會を設けてこれに諮問のみならず議決權を與へてゐること
- 二、双務契約の原則を規定し從來の片務契約排除を明文化したこと。
- 三、監督において指示、勧告及び營業の停止など天下りの取締を排して民主的趣旨を盛りこんだこと。
- 四、業者の不正事實について利害關係人が申告できることを規定したこと。
- 五、總じて法文が詳細を極めてその運用に疑義をさしはさむ余地をなくしたこと。

等で從來この種法規のなかつた我國建設業界にとつては、同法の制定は正に劃期的なものであり、九原則下その企業の合理化を要請されている業界がこれによつて強力に再編成されるものと思はれる。第一章總則に於ては建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な發達に資する目的及び建設業とは、建設業者とは、建設工事とは等の定義と登録の適用除外條項（法第三條）が明示する。

法三條の一號の輕微な工事については、政令で定められることになつてゐる。

第二章の登録に於ては、建設業を營もうとする者はこの法律の定めるところ、即ち登録要件たる技術者の資格と省令で定めるところにより、法第七條の添付書類とを具備して二以上の都道府縣に營業所を設けて營業をなすときは、都道府縣を経て建設大臣にその他の者においてはその營業所の所在地を管轄する都道府縣知事に登録申請書を提出して登録を受けなくてはならない。

登録の満期は二年である爲、更進する時は満期

前に法第九條の營業所の變更、法六條、七條、の變更廢業等の申請、届の手續方法及登録の實施及登録の通知、(法第八條)また無登録營業の禁止、

(法第十條)登録の拒否、(法第十一條)登録の抹消、(法第十五條)公衆の閱覽に供する建設業者登録簿閱覽所の設置(法第十六條)登録の抹消の場合における建設工事の措置(法第十七條)登録手数料(法第十二條)について明示されておる。

第三章の建設工事の請負契約においては、建設工事の請負契約の当事者は各々の對等な立場における合意に基いて公正な契約を結び信義に従つて誠實に履行せなければならぬ(法第十八條)という原則を建設工事の請負契約の内容(法第十九條)建設工事の見積期間(法第二十條)契約の保証(法第二十一條)保証人をたてることを免れる輕微な工事については、政令で定められることになつておる。

一括下請負の禁止(法二十二條)下請負人の變更請求(法二十三條)契約に関する紛争の處理(法二十四條)これについては建設業審議會が取あげ紛争の解決を斡旋することになつておる。

請負契約とみなす場合(法二十五條)。第四章の技術者の設置に於ては建設業者は建設工事を施工するときは、法第五條各號の一に該當する施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かななくてはならない(法第二十六條)。營業所においても技術者の設置が要る(法第二十七條)。

第五章の監督においては、建築大臣又は都道府縣知事は登録を受けた建設業者に對して必要な指示報告及び營業の停止を命ずることができる(法二十八條)。また中央建設業審議會又は都道府縣建設業審議會の同意を経て登録を受けた建設業者の登録の取消しもできる(法二十九條)。業者の不正事實があるときはその利害關係人はその事實を申告し適當な措置を求められる(法三十條)。建設大臣及び都道府縣知事は建設業者に對して特に必要があると認めるときは、業務、財産、工事施工状況、營業所等について、報告並に検査ができる(法第三十一條)また建設大臣及都道府縣知事は法第十一條一項、十五條一項二號、二十八條一項の規定の處分について建設業者については聴問を行い参考人の意見をきくことになつておる。(法第三

十二條)第六章建設業審議會においては、建設大臣又は都道府縣知事の行う處分に對するこの法律に規定する同意についての議決を行い、諮問に應じ建設業の改善に關する重要事項を調査審議させるため、中央には中央建設業審議會都道府縣には都道府縣建設業審議會を設け(法三十三條)關係各官廳に建議し、標準請負契約約款を作成し實施を勧告する。(法三十四條)中央建設業審議會及び都道府縣建設業審議會の組織(法三十五條)委員の資格(法三十六條)任期(法三十七條)會長(法三十八條)政令への委任(法三十九條)等が決められている。

第七章の雜則においては、建設工事場及店舗の標識(法四十條)處方に對する訴願(法四十一條)權限の委任(法四十二條)都道府縣の費用負擔(法四十三條)参考人の費用請求權(法四十四條)等の規定が示されておる。

第八章は罰則規定を示しておる。(法四十五條、四十六條、四十七條、四十八條、四十九條)附則においては公布、施行期日、この法律施行の際建設業を營んでいるものゝ措置、最近に建設業審議會の委員となる者の任期等が規定さる。

以上簡単な説明を終りましたが、尙ほ詳細な点については本省建設業課長著の設業法逐條解説の冊紙が公表されますのでそれについて御研究願います。

(筆者・大阪府建築部建政課企畫係長)

家のクリーニング

★古家屋が新築同様となる美素工事
★新築家屋にお手入のいらいぬ美素工事 請負
★石・タイル洗浄工事

株式 美素工業所
會社

大阪市東區瓦町(堺筋)三和ビル三階

電話 新町 5777番

時 事 三 題

設計競技問題 渡 邊 禎 己

最近又建築設計競技が行はれる様になつて來た。

- (1) 仙台市公會堂
- (2) 廣島平和記念カトリック聖堂
- (3) 數次に互る新建築社の商店、住宅
- (4) 大阪労働會館

等がある。設計競技によつて、その設計案が廣く求められる事は望ましい事である。が、從來の設計競技そのまゝのやり方に、手放しで賛意を表する譯にはいかぬ。

第一の不滿は從來の競技では當選案が必ずしも實現されなかつた事である。(仙台市公會堂に付いては實施されることに聞いているが)この事がこれ迄は兎角輕く見られてゐたのではなからうか。“氣に入つたのがあれば参考に”といつた積りでもあるまいが、その様に見られ易い傾向があつたのは否めないと思ふ。廣く設計案を求めるために、設計競技によるからには、この事は基本的な、最も重大な事柄である。之が確實に行はなくては、何の爲の設計競技か判らない。計畫案の競技でない限り、“實際に建てるものゝ案を募つてゐるのである”事を主催者は深く認識してかゝらねばならぬ。設計競技により乍ら建てられたものが、當選案と違つてゐると云ふ位、主催者の無定見を暴露し、應募者を馬鹿にしてゐる事はない

第二は應募者側の一部に投機的な氣持が多少なりとも残つてゐる事である。勿論設計競技であり入選案に賞が出るといふからには、本質的に投機性を全然拭ひ取る事は無理かも知れない。又應募者として審査員の顔ぶれを考へる事等も一應判るが、そこには自ら限度があると思ふ。審査の時に感じの良い様にと透視圖ばかりに力を注いで、平面計畫や、構造さては各部の“おさまり”を第二義的にみたり、甚だしいのは透視圖と他の圖面とに喰違ひがあるといつたものすら現はれるのは誠に遺憾な事である。繪看板の募集ではない。“當選すれば實際地上に實現するのだ”と云ふ事を眞

面目に考へる必要がある。

主催者側も應募者側もこれから益々盛になるであらう設計競技を眞面目に尊重して取扱ひたい。それから之を正しく、fair-playたらしむる道である。

建築家と代願人 今 西 茂 雄

純設計者の立場—— 一線一劃に責任を持つた作品、それぞれ理由のあるデザイン、新構造へのたゆまなき努力、役所へも時々顔を出すだらう。

小請負業者の設計者の立場

早く施工に移し金にすることが第一、役所へ顔を出すひまに仕事の獲得、レディーメード設計の製産、所々に借りものゝデザインが宙に浮いてゐる書類は總て代願人へ

代願人—— 一番手取り早く金になる商賣、戦後先ず此の看板を出した此の人達は、どんな建築条件をも願書の通る様に書き直し合法的？ に許可取る腕を競ひ合つた。此の代願料は何と坪當り〇百圓もとるそうだ。此の代願料の大半はお役人のおもてなしに使はれるらしい。さてほんとの建築を建てんとする人は先づ建築家に設計圖を作つてもらい、代願人に許可を取つてもらい、建築に移すわけである。

此所で建築家に設計料を、代願人に代願料をと二重の経費が入ることになる。

請負會社ではこれらは含まれてゐるのであるが私は建築家づらする代願人を否認する文を書くつもりだつたのが是認せざるを得ん現状にある。

惡質な代願人は非常な害毒を流してゐる。建築家は充分監視する必要がある。そして眞の建築が出来る制度を一日も早く確立せねばならない。

婦人雑誌と建築 小 川 正

食後の一とき「このお家はどう？ 素晴らしいわね」と云つて見せられたのはF畫報、U氏案、T氏畫く所のいわゆる文化住宅である。

なるほど可愛らしいオモチャの國の住宅である。四坪の居間を中心にマントルピース、厨房、

寢室、浴室、屋根裏迄利用されたダブルベッドの
寢室迄ある、すきのないデザインである。

さらに詳細に見ると十二三坪から十五坪ぐら
いをねらつたものらしく總てセクショナルな表現で
可愛い家具の配置迄してある。

所で私は困惑するのである。建物は折紙でも積
木でもないやはり基礎から土台、渠、梁、屋根、
とそれぞれ構造に應じた絶對必要の厚みをもつも
のである。しかしこの繪にはそれが認められない
屋根裏の小屋の構造を特に考慮してもその床渠、
天井裏を見込めば棟の真下でやつと一人立てると
云つたものである。更にその重なり方についても
下の窓の中心などには常識としても柱を建てる事
はさけるものである。

階段はどうかと思つて見ると階高9尺で10段で
9寸、階高8尺で8寸それ以上はとれそうにもな
い。

私は思ふ。こゝ迄機能的？なプラン家具配置を
やり理想生活を夢想するこの試案から何を讀者諸
姉に與へようと云ふのだらう。建築家なら技術家
らしくもう少しスケールの觀念を明瞭にして戴き
度い。

時折こんな畫を持ち込まれて無理を云はれそれ
で實施圖面を作製してはおさまらなくなるのが常
である。

その責任は總てこの様な無責任な夢想家や惡德
畫家の繪による害毒だと思ふ。

なほそこに盛上られた住様式に就いても唯、椅
子、テーブル、ダブルベッドの点在のみがその眞
の文化生活であらうか。もつと深く考へられてよ
いのではないか、その繪のはなやかさに反してい
さゝかさみしい感のするのは私のみのひがみであ
らうか。

(JEM)

「建築と社會」バックナンバー

第壹輯 大正6年～大正7年

第2號	12月號	5冊	第3號	1月號	3冊
第4號	2月號	5冊	第5號	3月號	7冊
第6號	4月號	1冊	第7號	5月號	3冊
第8號	6月號	3冊	第9號	7月號	9冊
第10號	8月號	6冊	第11號	9月號	4冊
第12號	10月號	5冊	第13號	11月號	4冊
第14號	12月號	5冊			

第貳輯	大正8年	第1號	6冊	第2號	1冊
		第3號	6冊	第4號	1冊
		第5號	4冊	第6號	7冊
		第7號	5冊	第8號	5冊
		第9號	7冊	第10號	7冊
		第11號	7冊		

第參輯	大正9年	第1號	1冊	第2號	4冊
		第3號	1冊	第4號	4冊
		第5號	2冊	第6號	6冊
		第7號	6冊	第8號	4冊
		第9號	5冊	第10號	5冊
		第11號	6冊	第12號	6冊

第四輯	大正10年	第1號	1冊	第2號	5冊
		第3號	1冊	第4號	6冊
		第5號	1冊	第6號	6冊
		第7號	6冊	第8號	4冊
		第9號	5冊	第10號	4冊
		第12號	5冊		

第五輯	大正11年	第1號より第6號迄	各1冊		
		第7號	2冊	第8號	6冊
		第9號	3冊		

第11號 26冊

第六輯	大正12年	第1號	4冊	第2號	4冊
		第8號	3冊	第9號	5冊
		第10號	2冊	第12號	3冊

第七輯	大正13年	第1號	4冊	第2號	1冊
		第3號	6冊	第4號	5冊
		第5號	5冊	第6號	8冊
		第7號	4冊	第8號	5冊
		第9號	3冊	第11號	7冊
		第12號	6冊		

第八輯	大正14年	第5號、第6號、第9號、第10號			
		共各1冊、第7號、第8號は	各2冊宛、		

第拾輯	昭和2年、第9號～第11號	各1冊宛
-----	---------------	------

第拾壹輯	昭和3年、第1號、第9號	各1冊宛
------	--------------	------

第拾貳輯	昭和4年、第3號、第10號	各1冊宛、
------	---------------	-------

第拾參輯	昭和5年、第1號	1冊
------	----------	----

第拾五輯	昭和7年、第1號、第10號共	各1冊宛、
------	----------------	-------

第拾七輯	昭和9年、第1號1冊、第7號3冊、第11號2冊、	
------	--------------------------	--

第廿壹輯	昭和13年、第7號	1冊
------	-----------	----

上記の内掲載なき分は賣切絶版です。尙廿貳輯以後の
分は次號に掲載します。御希望の方には御頒ち致します
本會事務所迄御連絡下さい。但し部數の少い分は先着順
に致します故、賣切の節は御諒承願います。

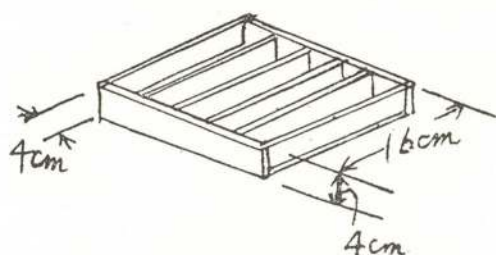
社團法人 日本建築協會

現場に於て簡易に出来る代用セメント強度試験

川 村 統 之

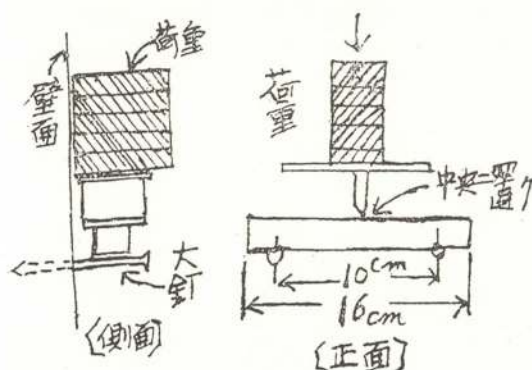
近時現場に於て、屢々代用セメント（プラスター）を混入する事があるが、之が混入の爲に、いか程純ポルトランド・セメントを使用するコンクリート又はモルタルより強度を減するものか、又いか程以上混入した場合は純ポルトランド・セメントの價値が有するか知りたいと思ひます。

併し多忙にして且、何の設備も無い現場に於て簡単に知る方法はないかと考えさせられるのであります。そこで現場に於て煉瓦、釘と一片の残材板端を以て下記の如く試みて見ました。



(第一圖)

先づ第一圖の如く、内法寸法 4cm × 4cm × 16cm になる如く小さな型枠を外れ易く作り、之にモルタルを混入し一定の期間後枠を取外し、第二圖の



(第二圖)

如く壁面に大釘を2本を間隔10cmに水平に打ち、その上に試験片を両端3cmづつ空けて乗せ、然る

後T型台の先端を、試験片中央に正確に印された上に乗せ、荷重（煉瓦又は他の材料）を順次に加え、試験片が折れた時の積載荷重の重さを計り、下式の如くそれぞれ強度を算定致します。

$$M = \frac{Pl}{4} \cdot Sm = \frac{bd^2}{6} \text{ より } f = \frac{M}{Sm} \therefore f = \frac{3Pl}{2bd^2}$$

こゝに試験片のb及dを4cm、スパンl=10cmとすれば、 $f = 0.234p$ となります。

上式に於て

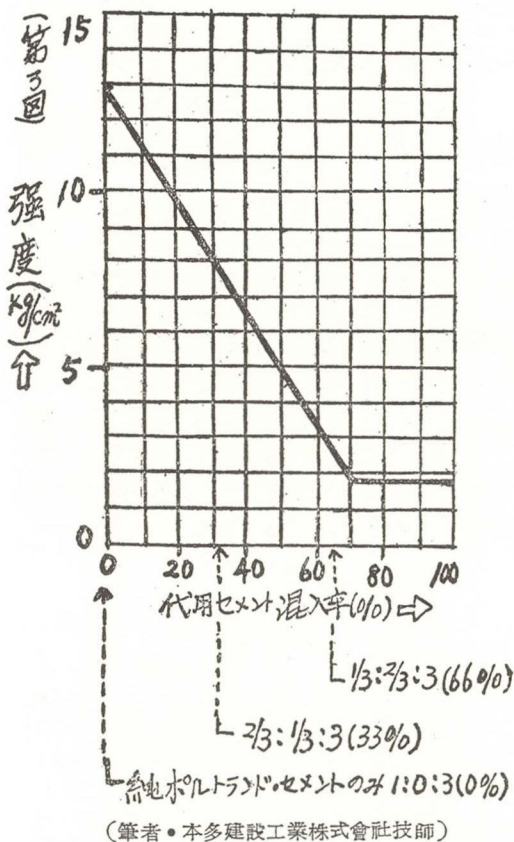
$$\left\{ \begin{array}{l} f = \text{試験片の強度} \\ l = \text{スパン (cm)} \\ p = \text{垂直荷重 (kg)} \\ Sm = \text{断面係数 (cm}^3\text{)} \\ M = \text{曲モーメント (kg/cm}^2\text{)} \\ b = \text{試験片の巾 (cm)} \\ d = \text{試験片の才 (cm)} \end{array} \right.$$

之を實際に試験をなした結果は下表の如くなり又、之を圖表化すれば下圖第3圖の如し。

容積配合比			最大荷重	強度	純セメント配合率	代用セメント混入率
村セメント	代用セメント	砂	P kg	f kg/cm ²	純セメント配合率 (%)	代用セメント混入率 (%)
1	0	3	55.7	13.0	100	0
2/3	1/3	3	33.4	7.8	60	33
1/3	2/3	3	9.0	2.1	16	66
0	1	3	7.7	1.8	14	100

(註) 上表強度は、材令7日のものであります。故に右圖表の如く代用セメントを3%以上混入する時は、全量を代用セメントの場合と大差なく、言ひかえますれば、純ポルトランド・セメントを1/3以下の混入は、混入した價値がないと言ふ事がこの實驗では表はれた事であります。

この試験は試験室で行ふ立派な設備で行つたものではありませんので、正確なる結果とは申されぬ事を斷つて置きます。



明治二十一年四月に竣工した「神戸商法會議所」には特にダンス・ホールの設備があつた。竣工式の夜「舞踊會」を催したが新聞の報道したところによれば『参會者二百數十名、うち日本人でダンスしたのは七、八人しかなく少いのは遺憾なり』と如何にも残念そうであつた。

強くて優雅な

リグノイド床

専門



施工

田辺工業有限會社

大阪市西区江戸堀上通一丁目五

電話土佐堀 44-3425

會

告

本會主催 之からの住宅展開催

今般市内心齋橋大丸百貨店とタイアップして前記展覽會を開催する。全會員各位は家族知己に廣く宣傳され、開期中是非一度多數お誘ひ合ひの上觀覽されたい。

會 期 八月九日から十四日迄 六日間

會 場 心齋橋大丸百貨店四階

展 示 物 模型、各種圖面、モデルルーム、

參考出品 新建築材等々の豫定

主催 社團法人 日本建築協會後援、府、市

本會 圖書閱覽と事務室の使用に就て

圖書閱覽

戰時中疎開してゐた寄贈雑誌、外國誌、其他一般圖書の整理が一應出來て朝日ビル事務室書棚に配列を終つたので、會員各位の御利用を待望する。但いかなる方でも持出しは一切お断する事、尙御利用の時は整理上必ず職員に命じて御覽願ひたい。

事務室使用

朝日ビル事務室、目下圖書室をかねて編集部と會議に使用してゐるが、事務に支障のない限り會員各位の會合に便宜を圖る事とした。利用御希望の向は事務局へ連絡されたい。 以上

二十四年七月十日

社團法人 日 本 建 築 協 會

日本建築學會研究報告

同會發行の研究報告、第一號の寄贈を受けた。本報告は材料、構造、施工、歴史、計畫、不燃構造等貴重な研究資料を270頁に満載したものである。研究と實務面との結び等に寄與せんとするもので擴く閱讀せられん事を望んでゐる。朝日ビル事務室に一部を備付けてゐるから御覽下さい。

大阪府建築代理業條例

第一條 この條例で「建築代理業」とは、業として他人の委嘱を受け、法令その他の規定に基く建築に関する願届の書類を作成し、又は願届の手續を代理することとをいう。

第二條 建築代理業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

知事は前項の登録を受けた建築代理業者（以下代理業者という。）に別記様式第一号の登録証を交付する。

第三條 前條の登録は 知事の行う建築代理業検定試験に合格した者につき行う。建築設計業者、建築請負業者又は建築業者である法人（以下法人という。）が本来の業務に附随して建築代理業を営もうとするときは、前項の資格検定試験に合格した者を、業務擔當者に定めて、前條の登録を受けなければならない。

第四條 前條の代理業者資格検定試験は、筆記及び口述の二種とし、次の各項目について行う。

- 一 建築法規
- 二 建築技術
- 三 建築願届について必要事項

第五條 次の各号の一に該當する者は、代理業を営み又は法人の業務擔當者になる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 破産者であつて復権を得ない者

第六條 代理業者は、登録証に記載した事項に異動を生じたときは、十五日以内にその旨を知事に届け出て登録証の書替を受けなければならない。

代理業者等が登録証を亡失又は汚損した時は、その旨を知事に届出で登録証の再交付を受けなければならない

第七條 代理業者又は法人の業務擔當者の總べてが次の各号の一に該當するときは、知事はその登録を取り消す。

- 一 廢業したとき
- 二 死亡したとき
- 三 第五條第二号及び第三号に該當するに至つたとき

第八條 代理業者は、誠實に書類を作成し、又は手續の代理をしなければならない。

代理業者（法人の場合は業務擔當者）が願届の書類を作成したときは、これに記名押印しなければならない

第九條 代理業者は別に定める帳簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

第十條 知事は必要があると認めるときは、代理業者から必要な報告を求め、又は當該吏員にその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

前項の検査吏員は、その身分を示す別記様式第二号の証票を携帯し、且つ關係人の請求があるときは、これ

を呈示しなければならない。

第十一條 知事は代理業者が次の各号の一に該當するときは、第十四條に規定する代理業者審査委員會にはかり、第二條の登録を取り消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

- 一 この條例に違反したとき。
- 二 業務について不正な行爲があつたとき。
- 三 業務について不當な報酬を請求したとき。

前項の登録を取消された者は、取消の日から起算して滿一箇年後でなければ再び登録を受けることはできない。

第十二條 法人がその業務擔當者の行爲により、前條に規定する登録の取消又は業務の停止を受けた時は、當該義務擔當者は、その登録の取消の日から起算して滿一箇年若しくは業務の停止の日から、その停止期間を経なければ他の法人の業務擔當者となり、若くは自ら登録を受けることはできない。

第十三條 代理業者がその業務に関して團體を設けたときは、その團體の代表者は、規約、役員名簿を添えて十五日以内に知事に届け出なければならない。

第十四條 この條例の圓滑な運営を圖るため、建築代理業者審査委員會を設け、知事の諮問に應じて次の事項を審議する。

- 一 代理業者の資格検定試験に関する事項
- 二 登録の取消又は業務の停止に関する事項
- 三 業務並びに業者の指導に関する事項
- 四 報酬に関する事項
- 五 その他知事が必要と認める事項

第十五條 第二條第一項の規定に違反した者及び第十一條の處分に従わない者は一萬圓以下の罰金に處する。

第十六條 第六條第一項第八條第二項及び第九條の規定に違反した者、及び第十條第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は當該吏員の検定を拒んだ者は、五千圓以下の罰金又は科料に處する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者か、その法人又は人の業務に關して、第十五條及び前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金又は科料に處する。

第十八條 代理業者の登録、第三條第一項の資格検定試験及び登録証の書替又は再交付を願い出ようとする者は、次の手数料を納めなければならない。但し、知事が特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

一 代理業登録手数料

一件につき 千 圓

- 二 代理業資格検定手数料 一回につき 五百圓
三 登録の書替又は再交付手数料一件につき 二百圓
既納の手数は還付しない。

第十九條 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

この條例施行の際、現に建築代理業を営んでいる者はこの條例施行の日から一箇月以内に、知事に届け出なければならない。

前項の届け出をした者は、この條例施行の日から一箇年を限り、第二條第一項の登録を受けないで、代理業を営むことができる。

様式 第一号

登録 第 号

登録 年 月 日

大阪府建築代理業登録証

本 籍	(法人の場合は 法人の名称所在地 代表者氏名 業務擔當者 氏名)
住 所	
事務所所在地	
名 稱	
氏 名	
生 年 月 日	

右の者は大阪府建築代理業條例により建築代理業者として登録した。

年 月 日

大阪府知事 氏 名 図

大阪府建築代理業條例第十條知事は必要があると認めるときは建築代理業者から必要な報告を求め又は當該吏員にその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。前項の検査吏員はその身分を示す別記様式第三号の証書を携帯し且つ關係人の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

第 号	様式 第二号
大阪府建築代理業條例に基く検査吏員之証	
年 月 日	
大 阪 府	

大阪府規則第 號

大阪府建築代理業條例施行規則を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大阪府知事 赤 間 文 三

大阪府建築代理業條例 施行規則

第一條 この規則で條例とは、大阪府建築代理業條例（昭和二十四年 月大阪府條例第 號）をいう。

第二條 條例第二條により、建築代理業（以下代理業という。）の登録を受けようとする者は、別記様式第一號による申請書を知事に提出しなければならない。

第三條 條例第三條第一項により、建築代理業者資格検定試験（以下試験という。）を受けようとする者は、別記様式第二號による願書を、知事に提出しなければならない。試験に合格した者には、別記様式第三號の合格証書を交付する。

第四條 試験は、毎年一回以上これを行い、施行の日時場所その他必要な事項は、試験期日前三十日までに告示する。

第五條 條例第四條による試験事務を處理するため、建築代理業者資格検定試験委員會を置き、委員長及び委員若干名をもつて組織する。

委員長は、建築部長をもつて充てる。

委員は、建築部各課長をもつて充てる外、關係課長、その他適當と認める者を知事が命じ又は委嘱する。

委員會に書記若干名を置く。

書記は、關係吏員中から委員長が命ずる。

書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

第六條 條例第九條による帳簿は、別記様式第四號の通りとする。

第七條 條例第十四條の代理業審査委員會は、委員長及び委員若干名をもつて組織する。

委員は、關係吏員、及び學識經驗者の中から、知事が命じ、又は委嘱する。

委員の任期は、二年とする。

委員長は、委員の互選とする。

委員長は、會務を總理する。

委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

委員會に幹事及び書記各若干名を置き、關係吏員の中から知事が命ずる。

幹事は、委員長の命を受けて會務を處理する。

書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

第八條 條例附則第二項の届出は別記様式第五號による

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記 様式第一號

大阪府建築代理業登録申請書

(法人の場合は)

一本 籍 一住所
 一住所 一代表者氏名
 一氏名 生年月日 一業務担当者氏名 生年月日
 一事務所所在地(電話) 一事務所所在地(電話)
 一事務所名稱 一事務所名稱

大阪府建築代理業條例第二條により関係書類を添え登録をお願いします。

年 月 日

氏 名◎

(法人の場合は)

大阪府知事 殿 代表者氏名◎

備考 この申請書には次の書類を添付すること

- 一 履歴書 二 戸籍抄本又は戸籍証明
 三 資格検定試験合格証書の寫
 四 法人の場合は、定款、登記簿本、代表者及び業務担当者の履歴書並びに業務担当者の資格検定試験合格証の寫

別記 様式第二號

大阪府建築代理業資格検定試験受験願

本籍
 住所

氏名(ふりがな)
 生年月日

建築代理業資格検定試験を受けたいので履歴書及び寫眞を添えてお願いします。

年 月 日

氏 名◎

大阪府知事 殿

備考 寫眞は手札形とし出願前六ヶ月以内に脱帽で撮影したもので裏面に撮影年月日氏名及び年令を記載したものを添付すること。

別記 様式第四號

年 月 日 から
 年 月 日 まで

建 築 願 届 簿

大阪府建築代理業 氏 名

建築主 住所氏名	受付月日	建築敷地地番	用途	構造種別及面積	作成年月日 許可年月日同番號	處理 経過	料金	備考

備考 一 この様式は横書としてもさしつかえない。

二 備考欄には料金額増減を具体的に記載すること。

別記 様式第三號

第 号
合 格 証 書

本籍(都道府縣名)

氏 名
 生年月日

右の者は昭和 年 月 日施行の建築代理業資格検定試験に合格したことを証する。

年 月 日

大阪府知事 名 図

別記 様式第五號

大阪府建築代理業條例附則に基く届書

(法人の場合は)

一本 籍 一住所
 一住所 一代表者氏名
 一氏名 生年月日 一業務担当者氏名 生年月日
 一事務所所在地(電話) 一事務所所在地(電話)
 一事務所名稱 一事務所の名稱

大阪府建築代理業條例附則に依り関係書類を添えてお届けします。

年 月 日

氏 名◎

(法人の場合は)

大阪府知事 殿 代表者氏名◎

備考 この届書には左の書類を添付すること。

- 一 履歴書
 二 戸籍抄本又は戸籍証明
 三 経歴を証する書類
 四 法人の場合は定款、登記簿本、代表者及び代理者の履歴書及び経歴を証する書類

第一回建築サロン 懸賞競技募集規程

提出期限 昭和24年8月10日 午後五時

発表 昭和24年8月20日 東京朝日新聞紙上
競技課題 民間會社の企業としての市街地に建つ
鋼筋コンクリート造りアパートメントハウス

提出圖面 (1)配置圖 縮尺1/100 (以下同ジ) 建物は輪廓のみ、庭園計畫を圖示する事 (2)一階及び規範階平面、地下室を計畫する場合は附記し同一平面は省略してよい (3)立面 二面を圖示する事 (3)斷面 横斷面一ヶ所を示す事 (4)透視圖 外觀と室内を示す事

提出圖面は總て匿名記號を附記する事

製圖の程度 用紙一畫用紙大さ約51cm×74cmとす、數量は四枚乃至五枚、仕上げ自由

設計要求事項

(一)建設地特に寒冷、多雪の地方でない市街地
(二)建設敷地 (イ)廣さ形狀敷地は道路に面して間口50米 奥行25米で高低のない場所 (ロ)地域 住宅商店何れも建てられる地域 (ハ)建築率 50% (ニ)高度制限 20米

(三)建築内容及規模 (イ)一階、道路側一階を店舗併用住宅とする (ロ)二階以上 専用住宅とす (ハ)建築面積(建坪)前記建築率の許容する範圍 (ニ)階數及階高 前記高度制限の許容する範圍で階數を決める事 (ホ)地下室 住居用以外の機械室その他の爲に豫定する事は自由 (ヘ)構造 鋼筋コンクリート造

(四)住宅及店舗の要求事項 (イ)住宅各戸世帯向住宅とし、住宅として最小限度の要件は少くも具備する事 (ロ)生活様式 和洋何れも自由 (ハ)店舗種類 別に制限なし (ニ)各戸の平面面積 専用住宅各戸の平均面積(店舗併用住宅を除いた建物面積の合計を専用住宅戸數で割つた數字)は75米以内とす但店舗併用住宅の面積は自由

(五)設備 (イ)暖房 セントラルヒーティングシステムとす (ロ)炊事用熱源 瓦斯設備とす (ハ)給水 公共水道より給水を受く (ニ)衛生設備

便所は水洗式で他の汚れと共に公共下水に放流
(ホ)照明 電灯設備 (ヘ)昇降機を豫定す
(ト)共同施設 考慮自由

(六)庭園 敷地内空地は各戸共用の庭園又兒童遊場として計畫する事、尙道路側商店前に前庭を設ける等も自由、

(七)工事費 營業用の賃貸住宅故建物の仕上げ設備は魅力的なるを希望す、但賃貸家賃諸公課の事も考へ出来る丈低廉にする事を要す

審査員 (五十音順)

- (1) 武蔵工業大學教授 建築士 藏田周忠
- (2) 日本設計管理協會 建築士 黑崎幹男
- (3) 早稲田大學教授 工博 建築士 佐藤武夫
- (4) 前川國男建築事務所 建築士 前川國男
- (5) 松田平田設計事務所 建築士 松田軍平

○當選賞金 一等一名 金貳萬圓也 二等 二名 金壹萬圓也 選外佳作若干名 記念品贈呈

○當選作品は第一回建築サロン(3月24日—30日迄東京日本橋三越)に陳列展観す

○申込場所 東京都京橋區局内中央區銀座西三丁目一番地 建築會館七階 日本建築士會建築サロン係宛

尙詳細は上記申込場所或は本會事務所へ御問合せ乞ふ

社團法人 日本建築協會

コンクリート講習會 御案内

一期日 昭和24年8月22日 至8月30日 23日休講

一主催 日本セメント技術協會

一場所 講義一東京都千代田區神田駿河台
日本大學工學部

實習一同上及び東京都文京區駒込上富士前町 建設省土木研究所

一講義のレベル 大學又は専門學校卒業業者或は實務3年以上の經驗者を對象とする。

一受講料 1,000圓 (テキスト『最新コンクリート技術』代金600圓を含む)

尙詳細は本會事務室宛御問合せ致されたし。

建築積算便覧 (第3回)

杭打本数 = ヨル勞力割増率	50本 以下	× 1.20	100~150本	× 1.10
	50~100本	× 1.15	150~200本	× 1.20
地盤 = ヨル勞力割増率	泥粘土質	× 1.00	粘土交リ	× 1.05
	泥土 = 土砂ヲ交ヘタ土質	× 1.10	砂, 小砂利ヲ交ヘタ土質	× 1.40
打チ方 = ヨル勞力割増率	布堀ベタ打	× 1.05	壺堀柱下打	× 1.30
	〃 柱下打	× 1.10	土留杭	× 1.30

(計算例) 末口4寸 長9尺 80本打 = シテ、地盤ハ泥土 = 土砂ヲ交ヘタ土質トシ、柱下布堀杭打ノ時ハ
 $0.04 \times 1.25 \times 1.15 \times 1.10 \times 1.10 \div 0.07$ 人……大工 } トナル。
 $\div 0.07$ 人……人夫 }

7. 栗石地形及敷砂利 (1立坪 = 付)

名	稱	單 位	建家基礎	床 土 間	敷 砂 利	
栗	石	立 坪	1.1	1.1	—	
砂	利	〃	0.3	0.3	1.1	
人	夫	人	5.0	4.5	3.0	
栗石厚 作業方法 作業場所 ニヨル勞力 増減率	栗石張	建家、機械台、ビツト基礎		其ノ他ノ床土間		
		栗石厚(寸)	担ヒ作業	トロ作業	担ヒ作業	トロ作業
		3以下	× 1.00	× 0.87	× 0.88	× 0.77
		3~5	× 1.07	× 0.97	× 1.04	× 0.85
		5~6.5	× 1.27	× 1.03	× 1.24	× 0.90
		6.5~8	× 1.39	× 1.20	× 1.24	× 1.09
	8~10	× 1.73	× 1.50	× 1.54	× 1.36	
	敷 砂 利		× 0.87	× 0.73	× 0.93	× 0.80
	基礎布留 ニヨル増減	布 地 形	× 1.20			
		壺 地 形	× 1.40			
其ノ他ノ増減率	担ヒ作業	運搬距離20間ヲ超ユル時ハ之ニ超ユル10間又ハソノ端數毎ニ			× 1.10	
	トロ作業	運搬距離45間ヲ超ユル時ハ之ニ超ユル30間又ハソノ端數毎ニ			× 1.10	

栗石搗固メ (面坪當リ)	名 稱	單 位	建家、機械台、ビツト		其ノ他ノ床土間	
			大 蟬	胴 突	大 蟬	胴 突
	土 工 人		0.15	0.30	0.10	0.30

(續) 7. 栗石地形

煉瓦基礎一間當リ	煉瓦 0.5B 積	栗石ノ厚サ(寸)	單位	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
		作業量	立坪	0.0023	0.0034	0.0045	0.0067	0.0090
		材 料 { 栗 石	〃	0.0025	0.0037	0.0049	0.0074	0.0099
		材 料 { 砂 利	〃	0.0007	0.0010	0.0014	0.0020	0.0027
	煉瓦 1.0B 積	作業量	〃	0.0034	0.0050	0.0049	0.0100	0.0134
		材 料 { 栗 石	〃	0.0037	0.0056	0.0074	0.0112	0.0149
		材 料 { 砂 利	〃	0.0010	0.0015	0.0020	0.0030	0.0040
	床1面坪當リ	作業量	〃	0.0167	0.0250	0.0334	0.0500	0.0668
		材 料 { 栗 石	〃	0.0183	0.0270	0.0366	0.0550	0.0732
		材 料 { 砂 利	〃	0.0050	0.0075	0.0100	0.0150	0.0200

(註) 1. 煉瓦半枚積ノ場合ハ栗石底巾0.8尺トス。
 1. 煉瓦1枚積ノ場合ハ栗石底巾1.2尺トス。

8. 玉石地形及東下ブロック (1ヶ所=付)

玉石地形	名 稱		單 位	柱下ノ場合		東下ノ場合
	玉 石		箇	徑1尺	1	徑7~8寸 1
	除 土 量	深6寸	立坪	0.0034		0.0019
	砂 利	厚3寸	"	0.0014		0.0008
	人 夫	据付、除土、敷砂利	人	0.06		0.04

東下ブロック	名 稱		單 位	煉瓦積ノ場合		コンクリート、ブロック
				0.5B積	1.0B積	6寸×6寸×6寸
	煉 瓦	二段積トス。	枚	2	4	—
	セメント		袋	0.01	0.02	0.029
	砂		立坪	0.0002	0.0004	0.0005
	砂 利		"	0.0005	0.0010	0.0020
	木 材	型枠用(10回使用)	石	—	—	0.00088
	釘	"	貫	—	—	0.001
	大 工	"	人	—	—	0.003
	人 夫	ブロック製作及据付共	"	0.08	0.10	0.10

9. 洗砂、洗砂利採集 (1立坪當リ)

名 稱			洗 砂	洗 砂 利	碎 石
砂		立 坪	1.1	—	—
砂 利		"	—	1.1	—
原 石		"	—	—	—
洗 方 人 夫		人	3.6	3.6	—
碎 石 "		"	—	—	—

10 岩石掘鑿 (1立坪=付キ)

名 稱	單位	粘板岩	岩塊交リ土石	手 錐 鑿 孔			鑿 岩 機 使 用			備 考
				軟 岩	普通岩	硬 岩	軟 岩	普通岩	硬 岩	
ダイナマイト	kg	—	0.24	1.80	3.30	5.40	1.50	3.00	4.80	コノ金額ノ小計=對スル%トス。
雷 管	ヶ	—	5.4	6.6	13.8	20.4	3.6	5.4	7.8	
導 火 索	m	—	3.6	6.6	13.8	20.4	3.6	5.4	7.8	
鑿 岩 夫	人	—	0.54	4.45	12.0	30.0	0.36	0.78	2.28	
土 工	"	1.20	0.84	2.23	6.0	15.0	0.18	0.39	1.14	
錐ノ補給修理	%	1	2		4	6	6	8	15	←
動 力 費	"	—	—	—	—	—	25	25	27	
機械償却費	"	—	—	—	—	—	32	34	28	
雜 費	"	7	6	5	4	3	10	10	10	

- (註) 1. ダイナマイトノ代リニ、カーリットラ使用スル場合ハ上記(ダイナマイト)×0.8トス。
2. " " 黑色火薬 " " (")×5.0トス。
3. 錐ノ1日1本ノ磨耗長ハ5~15mmトス。
4. 1人1日ノ錐取換本數ハ手錐(徑5~6分)7~15本、鑿岩機用錐(徑6~7分)ハ、15~40本ナリ。
5. 上表ハ大略ノ數量ニ付、加減ヲ要ス。運搬ハ含マザルモノトス。

積込搬揚、卸シ	積込及搬揚	0.50人
	卸シ	0.14人
土質ニヨリ加減率	積込及搬揚	岩石ト、ヘドロ交リノ場合 ×1.50

選	名 稱	單 位	番 10間以內	手 押 ノ 場 合					
				50間以內	50~150間	150~300間	300~400間	400~500間	500間以上
	土 工	人	2.00	0.40	1.00	1.18	2.33	2.86	4.00
搬	増減率	岩質=ヨリ 勾配=ヨリ		×1.20前後					
			1/500以下	×1.10以內	1/400	× 1.20	1/200	× 1.40	
			1/500	×1.10	1/300	× 1.30	1/100	× 1.50	

11. 其ノ他ノ基礎工事

名 稱	位 單	蠟燭地形	砂 地 形	ベデスタル基礎
蠟 燭 石	0.8×0.8×2.0尺	本立	1.0	—
コンクリート		坪	—	~0.03~
鐵 筋		kg	—	~ 8 ~
砂		立坪	1.0	—
石 工		人	0.034	—
人 夫		”	0.034	1日=付8~12人
機 械 工		”	—	” 2人

(註) 蠟燭地形ハ、1ヶ所=付キ示ス。
ベデスタル基礎ハ1本=付キ示ス。
砂地形ハ、1立坪=付キ示スモノトス。

12. 木 橋

橋杭建込(一脚)	種 別	單 位	手 間 (人)		同 (方杖ノ場合)	
			大 工	人 夫	大 工	人 夫
	3本組合セ	1組	3.5~4.5	3.5~4.5	5~6	5~6
4本 "	"	4~6	4.5~6.5	6~8	6.5~8.5	
5本 "	"	5~7	6~7.5	7.5~9.5	8.5~10.0	
6本 "	"	6~9	8 10	9~12	11~13	
7本 "	"	7~10	9~12	11~14	13~16	

橋杭打込手間(一本ニ付)	全 長(尺)	末口 (寸)	根入長(尺)	手 間(人)	
	5~10	4~5	3.3	0.5~1.2	
	10~12	5~6	5 迄	2~2.8	
	12~18	6~9	6.6	3~5	
	18~25	7~10	8	6.5~9.5	
	25~30	8~10	10	10~15	
	30~36	9~10	11.5	15~20	
	割 増 率	根入長サ3尺毎= ×1.20			

木 橋	徑 間 長 (尺)	桁 橋		土 橋		方 杖 橋		構 橋		吊 橋	
		大工	人夫	大工	人夫	大工	人夫	大工	人夫	大工	人夫

架設 (橋坪當)	16 以下	1.65	1.65	1.0	2.0						
	16~33					3.0	3.0	4.0	4.0		
	33~66					3.3	3.3	4.7	4.7		
	66~115							6.0	6.0		
	115~181									5.7	5.7
	181 以上									6.6	6.6
高欄 (長1間=付)		大工 0.9~2.3人 手傳 0.45~1.8人									
取崩 (面積)	橋 長 (間)	橋 巾 (間)		人 夫 (人)							
	1.5~2.5	1.0~1.5		3.6							
	2.5~5.0	1.5~2.0		9.0							
	5.5~7.0	2.5~3.0		10.8							
	7.5~10.0	3.5~10		14.4							
杭拔取 (本當リ)	杭長(尺)	入夫(人)	5	0.06	8	0.17	15	0.50	24	5.00	
	3	0.05	6	0.08	9	0.20	18	2.00	27	8.00	
	4	"	7	0.12	12	0.34	21	3.00	30	10.00	

13. 地耐力試験

名 稱		名 稱		名 稱	
造形材料	平造2ヶ分	水槽台		大 工	造形、水槽台
根 切	窟 堀	水 槽		人 夫	根切、山留縄、大工
山留材料		負荷材料	水運搬 又ハ ホース	"	跡片付一式

14. ボーリング工 (1日=付大略)

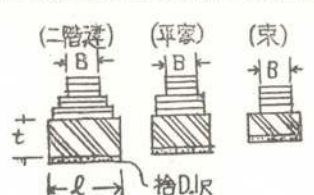
名 稱	單位	數 量	名 稱	單位	數 量	名 稱	單位	數 量
石 炭	ton	0.10	シリンダー油	1	0.20	職 工	人	1.2
用 水	m ³	2.00	輕 油	"	0.40	人 夫	"	3.4
マシソ油	1	0.20	車 軸 油	"	0.05			

15. 石堀胴木工 (長1間=付)

名 稱		單位	數 量	名 稱		單位	數 量
丸 太	4~6寸Φ×6.6 (胴木)	本	2	大 工	拵へ、据付共	人	0.2~0.3
"	.35~5寸Φ×4~4.6(梯子)	"	3	人 夫	" "	"	0.2~0.3
"	.25~4寸Φ×6~9 (地杭)	"	別 途				

16. 鰻瓦造建物基礎の大概の大きさ

名 稱	厚 (尺)	基 礎 巾 1 (尺)				
		1B	1.5B	2B	2.5B	3B
二階建	外 壁	0.66	—	2.50	2.80	3.30
	間仕切	0.50	—	2.50	2.80	3.30
平 家	外 壁	0.50	1.60	2.00	2.50	2.80
	間仕切	0.33	1.60	2.00	2.50	2.80
東、其ノ他		0.33	1.30	1.60	2.00	2.50



17. 我國寒地の凍結線の深さ

(註) 寒地ニ於テハ、下表以下ニ基礎底盤ヲ設ケネバナラヌ。

地 名	凍結線深(尺)	地 名	凍結線深(尺)	地 名	凍結線深 (尺)
旭 川	2.0	盛 岡	1.0	高 田	0.5
札 幌	2.0	山 形	1.5	松 本	1.0
函 館	1.0	宇 都 宮	1.0		

18. 敷地の土留 (長1間當リ)

名 稱	形 狀、寸 法	單 位	數 量	名 稱	形 狀、寸 法	單 位	數 量
丸 太	6.尺×徑.30	本	3				
板 材	厚 1寸	石	0.20	大 工	杭拵・先尖・頭揃	人	0.20
釘	3"	匁	50.	人 夫	杭打・其ノ他	"	0.06

(註) 敷地ヲ地揚ゲヲナシタル場合ノ隣地ノ境界ニ設クル土留ニシテ、舊地盤ヨリ高3尺ノ場合トス。

19. 大規模の土木工事の切取・掘鑿 (1立坪當リ)

名 稱	單 位	切 取			掘 鑿		
		土 砂	軟 岩	硬 岩	土 砂	軟 岩	硬 岩
土 工	人	0.67	1.43	3.34	1.00	2.50	10.00
勞力の増減率	土砂(砂)		× 0.80		軟岩(質=ヨリ)		× 1.20
	" (粘土・砂利)		× 1.30		硬岩(裂目ナキ硬質)		× 1.50
	" (其ノ他)		× 1.20		" (其ノ他ノ質=ヨリ)		× 1.20
	掘鑿深ノ増加・湧水=ヨリ		× 1.30		機械掘		× 0.70

3. コンクリート工事

1. コンクリートの配合 及 材料 (1立坪=付)

配 合					材 料 數 量				
セメント	石 灰	砂	砂 利	石炭殻	セメント(袋)	石灰(kg)	砂(立坪)	砂利(〃)	石炭殻(〃)
1	--	1	3	--	58.0	--	0.34	0.99	--
1	--	1.5	3	--	52.7	--	0.45	0.89	--
1	--	2	4	--	40.9	--	0.47	0.93	--
1	--	2	5	--	36.2	--	0.42	1.00	--
1	--	2.5	5	--	34.0	--	0.48	0.96	--
1	--	3	5	--	32.7	--	0.52	0.90	--
1	--	3	6	--	27.1	--	0.48	0.97	--
1	--	3.5	7	--	24.0	--	0.50	0.97	--
1	--	4	8	--	20.5	--	0.49	0.98	--
1	--	1	1	--	72.0	--	0.39	0.78	--
1	--	1	2	--	54.0	--	0.31	0.61	--
1	--	3	--	6	27.0	--	0.50	--	--
1	--	4	--	8	22.2	--	0.55	--	--
1	2	5	10	--	18.0	624	0.50	--	--
1	3	6	12	--	15.0	780	0.50	--	--
1									

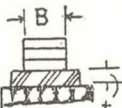
(註) 上記ハ砂利 60mm 以下 10mm 止リノ場合トス。
セメントハ1袋 50kg トス。

2. コンクリート打 (1立坪當リ)

名 稱		單 位	1 : 3 : 6		1 : 2 : 4	
			手 練	機械練	手 練	機械練
セ メ ン ト	50kg入	袋	28	28	41	41
砂		立坪	0.5	0.5	0.5	0.5
砂 利		"	1.0	1.0	1.0	1.0
水		ton	1.8	1.8	1.8	1.8
人 夫		人	10~12	8~12	8~12	6~12
電 力		K.W.H.	—	5.3	—	5.3
マ シ ン 油		l	—	0.21	—	0.21
運 轉 手		人	—	0.13	—	0.13
同 助 手		"	—	0.11	—	0.11

上表手練ニ對スル勞力増減率	作業種別		作業方法	機 械 練			手 練
				タワー無シ	タワー付キ	タワーウオーセークリーター	
	均シ、コンクリート打			× 0.73	× 0.65	× 0.78	× 1.00
	コンクリート建物	基礎、基礎梁	柱 壁、壁 梁	× 0.44	× 0.40	× 0.48	—
			床 梁、床 版	—	× 0.55	× 0.66	—
				—	× 0.46	× 0.55	—
	木 造 建 物	基礎		× 0.60	× 0.55	—	× 0.74
		柱 壁		× 0.65	× 0.59	—	× 0.87
		床土間		× 0.65	× 0.57	—	× 0.73
	ピ ッ ト	地 上		× 0.55	× 0.50	—	× 0.69
地 下			× 0.65	× 0.59	—	× 0.87	
	溜 枳、雨水溝		—	—	—	1.00	
其ノ他ノ勞力増減率	機 械 練	運搬距離10間以上ハ15間毎ニ					× 1.10
	手 練	運搬距離10間以上ハ10間毎ニ					× 1.10
	階 高	各階15尺未満、15尺ヲ超ユル時ハ					× 1.15
	打 放 シ	コンクリート打放シノ場合ハ					× 1.20

3. 煉瓦基礎均シ コンクリート及 土間コンクリート量

煉瓦基礎均シ、 コンクリート		寸					
		厚サ1:0	1.5	2.0	3.0		
(延一箇ニ付キ)	煉瓦半枚積	コンクリート (立坪)	0.0017	0.0026	0.0034	0.0051	
		セメント (袋)	0.0493	0.076	0.099	0.148	
		砂 (立坪)	0.0009	0.0013	0.0017	0.0026	
		砂 利 (〃)	0.0017	0.0027	0.0034	0.0051	
	〃一枚積	コンクリート (立坪)	0.0028	0.0042	0.0056	0.0084	
		セメント (袋)	0.081	0.122	0.162	0.288	
		砂 (立坪)	0.0014	0.0021	0.0028	0.0042	
		砂 利 (〃)	0.0028	0.0042	0.0056	0.0084	
	コンクリート (立坪)	0.0167	0.0250	0.0334	0.0500		
	セメント (袋)	0.49	0.73	0.97	1.45		
	砂 (立坪)	0.0084	0.0125	0.0167	0.0250		
	砂 利 (〃)	0.0167	0.0250	0.0334	0.0500		

土間コンクリート (1面坪ニ付キ)					
----------------------	--	--	--	--	--

(註) セメントハ50kg入ヲ1袋トス。煉瓦ハハ舊型トス。配合ハ1:3:6トス。

昭和二十四年春季大會概記

本會は創立當時から毎年大會を催し見學や講演會、時に或は一泊旅行をするなど、會員各位から樂みの一つにされてゐたが、種々の事情で戦前から中絶、一沫の寂さを感じられてゐた。古い會員からは昔を語る會や、せめて三月三十日の創立記念の日に何か催してはとの意見もあつたので、今年から春季大會を復活する事とし、委員會を設け種々立案したが、時の關係や經費の面で今回は見學、講演懇親會を取上げた。茲に其大要を記し次の機會の参考に供したい。

第一催、鐵筋アパート見學

五月晴れの五月廿一日天王寺區小宮町に建設中の市營アパート、清水建設現場に集合するもの約200名市第一建築課海原現場主任より概略説明を聞き二班に別れ竣工せる一棟の地下より屋上迄見學清水建設から接待の茶菓を受け小憩後工事中の數棟を眺めつゝ第二見學筆崎府營アパートに至り府住宅課杉山現場主任から概説後竣工建物及工事中のものを隈なく見學竹中工務店現場にて茶菓接待あり一同四時半解散した、本見學は建設省案による戦後珍らしい鐵筋建物としてプランに經費に出来上りにいろんな面から見學者の裨益する所が多かつたと思はれる。當日格別御厄介かけた府市關係者並清水建設、竹中工務店關係者各位に對し紙上を通じ厚く御禮申上げる。

第二催、講演會 五月二十四日の午後二時から大林組本店講堂で開催。錢高大會委員長今年久々振り春季大會開催の悦びと計畫の骨子を述べ開會の挨拶をなし司會者山本委員は下記講師を紹介壇上に送り講演開始した井上大阪市建築局長は大阪市の都市計畫と換地に就て大阪商工會議所、伊東常務理事は現下の經濟界に就て畠中神戸女學院長は最近のアメリカ事情に就て何れも30分乃至1時間餘り興味と意義深き話に魅惑され遂に豫定時間を遙かに突破次の催しが悉く了つた位であつた、五時半錢高委員長閉會の辭を述べ解散した。惜らくは當日雨天のため聴者が割に少かつた事であつた

第三催 懇親會 同日午後六時から大阪建設會館で開催會する者約60餘名盛會であつた。

竹腰會長起つて参加者一同に謝意を表した後本大會が十幾年振りに復活した悦びと共に今日の隆盛に及んだのには故人の功績に多いものがあるが其物故先輩各會員に對する慰靈祭は創立廿五年記念事業以來行つてないので此機會に何とかして舉行したかつたが諸般の事情で次の機會に譲る事とした旨述べ茲に故人を追想し敬用と感謝の意を表したいとて前會長片岡博士外物故

役員各位の氏名を読み上げ列席者一同と共に其冥福を心から祈つた。次に今般推薦された本會顧問十一氏を披露來賓の名譽會員顧問各位に敬意を表する挨拶を述べた、尙會の近況と今後の事業報告する所あつて一同乾盃懇親會に移つた。池田實、中西六郎、松本儀八、瀧澤眞弓、小崎修、池田谷久吉の諸氏は此間交々立ちて夫々特製のテーブルスピーチに華を咲かせたが最後に谷民造氏年長代表協會の萬歳を一同と共に三唱し、いと和かに散會した。

第四催 大阪港灘地上工事見學

五月廿五日薄曇の中に八幡屋小學校屋上に集合ノ堀大阪市の補償課長から圖上と四邊を展望しながら廣袤二百萬坪と稱せられる地域に延々砲列の如きサンドポンプより放出してゐる埋立工事は實に壯觀であつた、將來櫛比した時住民が昔大雨毎に見舞はれた浸水物語を之こそ戦争が發した大阪市大事業隨一のものとして傳へるである。足を延して大阪港振興株式會社に至り時節柄心地よき室で伊藤常務から同社の事業計畫現状將來の復興構想等説明を聞き茶菓の饗應を受け屋上から港附近を一瞥した、埋立完了の電車線其他には新築がボツボツ出来將來の發展の魁をしてゐる、前面は近く歡樂街が出現するそんな天保山棧橋附近は分低地になつてゐるが近き將來巨萬の船も此港深く川べりに横づけになると聞く出船入船の殷賑を極める日が待遠い。眼前点々残存せる高層建物であつた倉庫會社は今は軒近く没したかの感がある、屋上圖示の方向位に一同自分のさくかくに驚くなどする内にはるかに見ゆる淡路島山和歌浦に夕日が傾きかけたので錢高委員長の謝辭と閉會の挨拶後解散した、茲に同社及伊藤常務の御厚意を萬謝する次第である、因本見學には五十名の申込があつたのに約半數不足であつたのは誠残念だつた

第五催 宇治方面見學

六月十二日の日曜を期し京都支部と合同の平等院黃檗山の見學を催した、京阪神より來り合するもの四十有餘名。平等院鳳凰堂前の池邊に集合松井支部長の挨拶後藤原博士より此堂に就ての歴史や構造等説明を聞き内陣に入り建物の個々につき有益な話を聞きつゝ參觀後丘上の國寶書院を見學、中食後宇治川を渡舟して宇治上神社の建築様式を見學後一旦解散、午後二時半黃檗寺山門集合、山内から最終奥の堂迄順次藤原氏の誘導と説明を聞きつゝ見學終つて同寺西書院に休憩、額に汗する薄曇を暫し歡談、茶話會を催し自己紹介や今後の見學希望等意見交換後松井支部長閉會の言葉で解散した。解散後京都支部幹事會を開き五時から有志懇親會に移り普茶料理の晚餐を共にして薄暮閉會した。

以上 24.6.20 山本大會委員長記

會 務

理 事 會 六月八日第三回定例、朝日ビルにて

1. 諸規程検討の件、給與規程、委員會、理事會内規等一部改正した。
 2. 地震対策委員會經費要求の件、一萬五千圓支出承認
 3. 財産目録承認の件、廿三年決算結果に依る目録別紙の通承認した。
 4. 行政、災害委員會設置の件、設置する事とし主記一任した。
 5. 上半期職員賞與の件、總額を決定し支給方主記一任した。
 6. 支部地域變更件、中國支部九州支部申出を別項の通り承認した。
 7. 大阪建設會館借室契約の件、二十三年十二月より分室として借室せる契約を正式に承認した。
 8. 入退會承認の件 別表の通り承認した。
- 諸報告五月分收支、教育、住宅、事業各委員會經過大阪商工會議所入會、建築士會廿五年式典參列、春季大會經過、評議員會、臨時總會經過、近畿災害救助協議會委員承認、前會長片岡安先生三年祭、日本工學會入會の件等

事業委員會

六月中數回會合約廿項目につき鋭意研究中

地震対策委員會

前月に引續き大衆に呼かけるため準備を急いでゐる。

住宅委員會

住宅金庫設置運動の件は經過を六月号に掲載した(44頁参照)今年の事業計画として新工法の育成、住み方の改善、住居の水準向上等を擧げ研究中

教育委員會

六月十四日工業獎勵會で實例によるコンクリート講習會開催約200名聴講者があつた、次回文化講座を實施するため準備中

建材部會

七月中旬技術、綜合、建材の三者會合建材についての座談會開催を協議した。

京都支部

見學會開催、八月号原稿蒐集及廣告募集につき屢々會合全幹事大奮闘中

兵庫支部

六月号會誌原稿集收、廣告取纏め等全委員努力の結果六月号の通りである、當七月下旬鐵筋建物移動工事現場見學を決定した。

中國支部

今般中國支部に擴大されたので陣容其の他諸般事次の整備を急いでゐる。當支部設置以來常議員として發展に盡された廣島區逓信局管轄課長山中依氏は此程郵政省建築部設計課長に榮轉された由である、同氏今日迄の御盡力に對し謝意を表すると共に今後の御活躍を祈る次第である。

和歌山會勢委員會

豫而會勢發展につき努力を續けてゐる同委員會は今般和歌山縣建築會とタイアップする事となり其總會に出席方要望されたので六月十五日大和理事が列席協力方を乞ひ取敢ず本年度から二号會員十口を本會に入會承認された、尙引續き委員會を開き會費集金會員募集等協議した。以上六月末日迄經過

編集後記

會員諸賢の御鞭撻と御支援により本誌も追々充實してまいり、順調に版を重ねて参りましたが、本誌編集子一同も御期待に副ふ可く馬力をかけて尙一層よい雑誌にすべく努力しております。

拙本誌は聊か趣をかね、本會24年度春季大會に講演を頂いた島中博、伊東俊雄兩先生に其の要旨を特に御願ひして文章にして頂きましたが、稍建築に關聯せぬ点もありますが、錯夏の讀物として興味あるものと存じ掲載した次第です。

尙他に紅一点として、元朝日新聞女流記者としてうたはれた恩田女史より家庭生活の重要要素である台所問題の記事を得たことは、本誌を一層光彩あらしめたものとして喜んでおります。又上野伊三郎、上田光雄先生からも新舊對照的な玉稿を得ました事を謝する次第です。

尙次號よりは月初一日發行とすべく目下印刷中にて、八月初旬御手許に届ける可く努力しております。

猛暑の中、再建に復興に奮闘されてゐる會員諸賢の壯健を祈ると共に、尙一層の御支援を希望致し編集の辞とします。(編集子)

建築と社會

第30輯 第7號

實價1部金40圓(送料共)

昭和24年7月20日印刷・昭和24年7月25日發行

編集發行人 戸 川 弘

發行所 社團 日本建築協會
法人

大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 { 土佐堀 ㊤ 1836・3631番

北 濱 ㊤ 1334 ~ 9 番

振替口座大阪39975番

大阪市東區北濱三丁目七

印刷人 井 上 聖

大阪市東區北濱三丁目七

印刷所 兒島印刷株式會社

青 寫 眞

水銀燈焼付

堂ビル前西入

天満公共職業安定所前

堂島青寫眞工業所

電話福島 ㊤ 3375番

●第三〇集 第七号 掲載広告一覽 (掲載順)

協和製作所
日東紡績
浅沼組
新工務所
安藤組
池田建設
大林組
奥村組
鹿島建設
木村建設
熊谷組
鴻池組
三建工業
清水建設
島藤建設
錢高組
大成建設
大日本土木
竹中工務店
戸田組
西松建設
間組

橋本組
藤木工務店
藤田組
松村組
郷組
関西構築
千代田建設
盛工務店
長谷川組
石川寛三建築事務所
尾崎工務店
日東工務店
八木工務店
日東建設
大阪城口研究所
大阪電気商会
大阪暖房商会
桐田商会
斎藤久孝
須賀工業
西原衛生工業所
建材社

大和工業
三晃商会
保坂工業所
植山工業
鼎直一商会
片倉鋼管製造所
関城化学工業所
内外アスベスト
大阪パッキング製造所
報国工業
関西スレート
明正社
安岡保温工業
日本セメント防水剤製造所
芦屋左官工業所
室谷商店
ライトラバー興業
下村工務店
山源商店
日本断熱工業
三高製作所
中川ラス製作所
満点製作所
オリエンタルメタル製造

中央商会
日建鋼業
田満庄次郎商店
大阪建材工業
水島商店
大阪新興商会
井上浄夫商店
興亜建材工業所
檜野石灰工業
和泉石灰建材
灰政商店
ナニワ瓦
三幸商会
佐村木商店
兵庫県瓦工事
豊国瓦建材
鈴木工務所
木下謹三商店
辰己吉商店
田中組
亀井
天王寺木工
濱田竹材店
黒島竹材

太洋木材工業

浪花工房

清光社

日新建材

岩元工業

西林石材工業

ベニヤ商会

東洋陶器

東洋瓦産業

奥村重兵衛商店

河津裝飾

山本窯業

竹林塗装工業

玉置孝太郎商店

やよひスレート

大阪城口研究所

日垣本社

村田硝子店

朝日スレート

矢橋大理石商店